

第2章 史跡松江城の概要

第1節 史跡指定の状況

(1) 指定に至る経緯

松江城は松江市の北西部、宍道湖と中海をつなぐ大橋川の北側、島根半島の山脈から派生する丘陵地である亀田山に縄張りされた平山城で、堀尾吉晴・忠晴による慶長16年の築城から、戦禍や大きな自然災害に遭うことなく明治維新を迎えた。明治の「廃城令」に伴い多くの建造物は取り払われたが、本丸、二之丸、三之丸を備え、本丸には創建当時の構えをよく残す四重五階の天守が遺存し、石垣や堀などは旧形を残しており、山陰地方における代表的な近世城郭として昭和9年に国の史跡に指定されている。

(2) 史跡指定・追加指定

松江城は、昭和9年5月1日文部省告示第181号において史跡に指定された。また、平成3年4月3日文部省告示第34号、平成25年10月17日文部科学省告示第147号、平成26年10月6日文部科学省告示第142号で追加指定を受けている。

・指定

官報告示（文部省告示第百八十一号） 官報第二一九六號 昭和9年5月1日 火曜日

名 称	所在地	地 番
松江城	島根縣松江市殿町	一番ノ一〇、一番ノ一四、一番ノ一五、自一番ノ一七至一番ノ一九、一番ノ三四、自一番ノ三六至一番ノ四二、一番ノ四六、自一番ノ四八至一番ノ五二、自一番ノ五五至一番ノ五七、一番ノ六二、一番續ノ二、自一番續ノ四ノ内一至一番續ノ四ノ内三、自一番續ノ五至一番續ノ八、自一番續ノ一一至一番續ノ一三、一番續ノ一六、自一番續ノ二〇至一番續ノ二九、四二五番、自四二九番至四三二番、四三一番ノ一、四三七番ノ一、四三八番ノ一、自四三九番至四四一番、四七九番、四八六番、自四九〇番至四九八番、四九〇番ノ一、四九〇番續ノ一、四九一番ノ一、自五〇二番至五〇七番、五〇四番ノ一、五〇五番ノ一、五〇七番ノ一

・追加指定

官報告示 文部省告示第34号 官報第607号登載済 平成3年4月3日

○文部省告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松江城（昭和九年文部省告示第百八十一号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成三年四月三日

文部大臣 井上 裕

名 称	所在地	地 番
松江城	島根縣松江市殿町城山	一番ノ四五、一番ノ四七、一番ノ五八、一番ノ五九、一番ノ六〇、一番ノ六三、一番ノ六四、一番ノ六五、一番ノ六六、一番ノ六八、四二五番ノ一、四二六番、四二六番ノ一、四二七番、四二八番、四二八番ノ一、四三四番ノ一、四三四番ノ二、四三四番ノ三、四三五番、四三六番、四三七番、四三八番、四四二番、四四四番、四四五番、四四九番ノ一、四四九番ノ三、四五四番、四五五番、四五六番、四五七番ノ二、四五九番ノ三、四六一番、四六二番、四六三番、四六四番、四七四番

官報告示 文部科学省告示第 147 号 官報号外第 225 号 平成 25 年 10 月 17 日

○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十七日

文部科学大臣 下村 博文

名 称	所在地	地 番
松江城	島根県松江市殿町	四七五番、四四八番、四八九番、四七六番四、四八七番、四八七番一、四八八番、四八八番一、四七六番三、四七六番五、四八九番二、四四一番一、四四一番二、四四一番三、四四一番四、四四七番三、四四七番四、四四七番五、四四七番六、四四八番三、四四八番四、四四八番五、四五一番、四五二番、四五三番、四五九番、四七二番、四七三番一、四七三番二、四七三番三、四七三番四、四七五番一、四七五番二、四七八番、四七八番一、四七八番二、四七八番三、四七八番四番

官報告示 文部科学省告示第 142 号 官報号外第 221 号 平成 26 年 10 月 6 日

○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣 下村 博文

名 称	所在地	地 番
松江城	島根県松江市殿町	四四六番、四四七番、四四七番一、四四七番二、四八四番一、四八四番二、四八五番

第2節 指定地の状況

(1) 歴史環境

《古代～中世》(城下町建設以前)

松江平野の中世は、古代からの沼や浅い湖が残る湿地帯が広がった閑村というイメージが定着していたが、近年の調査研究によってそのイメージが変わってきている。

『中世水運と松江』(長谷川博史 松江市ふるさと文庫 15 2013 年)によると、古代から続いた『内水面の日常的交流』が、中世における『日本海を介した遠隔地間交流』の大きな変化から色濃い影響を受けて・・・中略・・・いくつもの拠点の港湾都市を生み出したことが、・・・中略・・・松江城下町が形成された重要な歴史的条件・背景をなしていたのではないかとしている。これは、この拠点の港湾都市が生み出す富も含めて掌握することが、この地域を支配するための絶対条件ともいえ、そのため、戦国時代の尼子氏や毛利氏の争闘も、拠点の港湾都市の争奪戦の様相を呈していた。

中世には松江平野には図 2-1 のように宍道湖沿いの砂州上に「末次」「白潟」といった小さな村が形成され始めるが、「末次」周辺は国人末次氏の拠点であった。

一方、「白潟」は中国の明代に著された『籌海図編』(1562 年)に出雲地方の港湾の一つとして「失喇哈呀(白潟)」(しらかた)が記載されていることから、「白潟」が日本海から宍道湖を通して非頼町(平田)へ至るための水運ルートの拠点の一つとして、重要な港湾であったと考えられる。

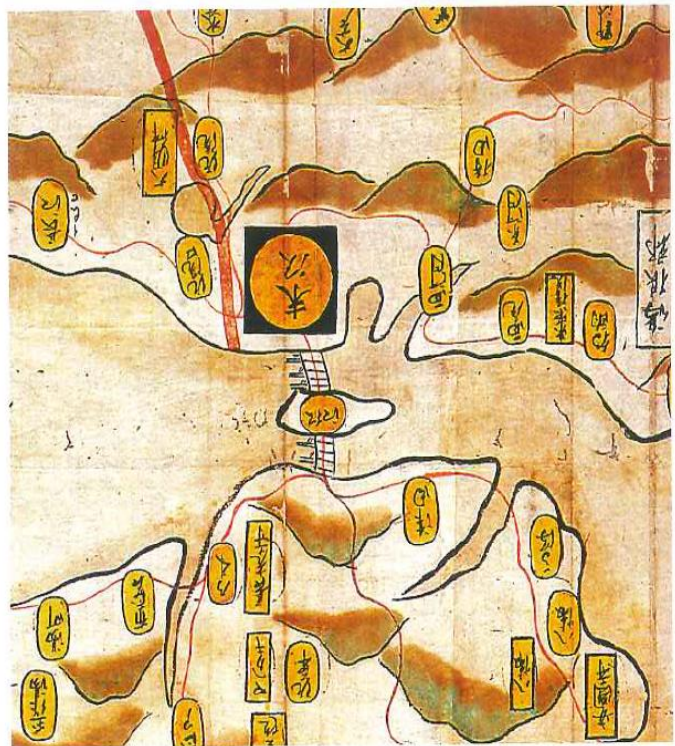


図 2-1 寛永出雲国絵図 (島根大学附属図書館蔵)

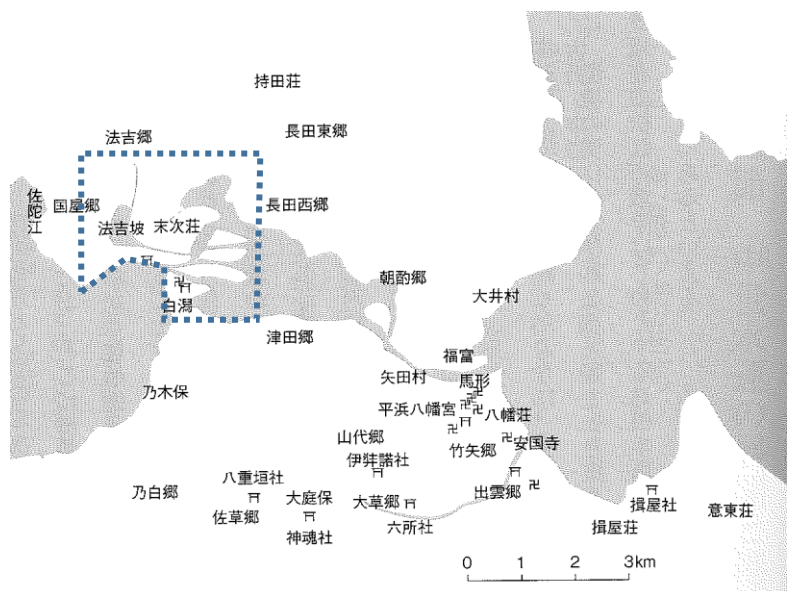


図 2-2 中世末期「松江潟」周辺復原想像図(「松江市史通史編 2 近世」P415 を加工 点線で囲んだ範囲は、城下町造成範囲の推定線)

尼子氏の時代には図 2-3 のように尼子 10 旗といわれる城が築かれ、これらの拠点を守る役割を果たしたのが、真山城と白鹿城である。これらの地域は図 2-4 のように尼子・毛利両軍の争闘の舞台となった。また、毛利氏の支配が安定したころ、河村又三郎という人物が、「白湯・末次・中町」の研師・塗師・鞆師・銀細工師などの司に任じられていることから、この地域には、既に商人や職人の集団が存在したことを窺い知ることができ、堀尾吉晴、忠氏が城地を選定するに際して、水運の完備や商工業集団の存在など、一定の条件が充たされていることが、この地域を城地と定めた理由と考えることができる。

なお、松江城下町建設以前の景観については、前出の長谷川博史氏の研究では、史料の少なさからあくまで仮説想像図としながら、城下町建設以前の松江平野の姿を図 2-2 のように想定されている。この図を図 2-5 の堀尾期松江城下町絵図と比較してみると、5 年間に要した城下町造成前の松江平野周辺域の景観と城下町造成規模を推測することができる。

(参考文献:松江市ふるさと文庫 15「中世水運と松江」長谷川博史 2013 年、松江市文化財調査報告書 第 139 集 松江城下町遺跡(殿町 287 番地)・(殿町 279 番地外)発掘調査報告書 2011.3、松江市ふるさと文庫 6「堀尾吉晴 - 松江城への道」山根正明 2009.1.17 (松江市教育委員会))

《近世》 (慶長 5(1600)～寛永 10(1633)年頃)

・堀尾期

堀尾吉晴は、尾張国御供所村(おわりのくにごごしよむら、現在の愛知県丹羽郡大口町)で生まれ、織田信長、次いで豊臣秀吉に仕える。吉晴は秀吉の家臣として活躍し、近江国佐和山城主、遠江国浜松城主などを歴任する。秀吉の死後は、子の堀尾忠氏が関ヶ原の戦いで徳川方として活



図 2-3 「尼子氏をめぐる攻防の城郭群」より転載(『山陰の城館跡』史跡整備ネットワーク会議 改訂版平成 28.3)



図 2-4 「尼子氏をめぐる攻防の城郭群」より転載(『山陰の城館跡』史跡整備ネットワーク会議 改訂版平成 28.3)

躍し、その戦功により、出雲・隠岐両国 24 万石 (23 万 5 千石とする史料もある) の藩主として慶長 5 (1600) 年に出雲国に入国し、当初は月山富田城 (安来市) に入城したが、その後、城地移転を幕府に願い出て許可を得ている。城地移転については様々な理由が考えられるが、まず一つは、織豊期以降、領国支配の方法として兵農分離政策が採られ、城下には武士層を集めるための広い居住空間と、その大量の消費物資を扱う商工業者の居住空間が必要になっていたことや、第二に鉄砲伝来以降、大幅な戦術の革新が進められ、新時代の戦に不向きであったこと、三番目としては、堀尾氏が拝領した領地の中では、富田城が東に片寄り過ぎていることなどが挙げられる。

松江城と城下町の建設については、「島根縣史 9」(昭和 2 至 5) や松尾寿の「城下町松江の誕生と町のしくみ」によると、慶長 12 (1607) 年から慶長 16 (1611) 年の 5 カ年をかけ行われ、まず、1 年目に現在の松江護国神社がある丘陵に堀尾吉晴の常駐のための仮御殿が建てられ、本丸・二之丸の地均し工事、物資運搬などの道路や水路の新設、中世からあった「白湯橋 (からから橋)」を竹橋から木橋に付け替えた (現在の松江大橋は 17 代目)。町人屋敷地として天神町、末次、白湯周辺の地割を行い、武家屋敷地は殿町・母衣町・中原町の造成を行ったとしている。

2 年目には、本丸の石垣工事、天守台の土台及び石垣工事、宇賀山を掘削して内堀工事を行い、掘削土は城下町の造成土として、沼沢地の埋立に利用されたとある。石材の内、上質なものを城郭用に使用し、それ以外は堀川や武家屋敷に使用され、これらの大量な石材は、大井、大海崎、嫁ヶ島、矢田などから切り出され水路で運ばれたとある。また、初年度に着工した殿町・母衣町・中原町の武家屋敷が竣工し、武士の移住が始まったとされている。

近年の発掘調査によって、江戸時代の造成土は数回にわたってかさ上げを繰り返し、その結果、平均で 1.5m の厚みがあることが判明した。また、外堀の調査によって、堀の底に「障子堀」と呼ばれる防御上の工夫が施されているなど、城下町造成の状況が徐々に解明されつつある。

第 3～5 年度は、3 年度に天守、大手口の枳形や正面の堀、石垣、三之丸御殿の建設が始まり、4 年度には天守や三之丸が竣工し、堀や石垣も現在の状態に出来上がったとあり、5 年度にはすべての武家屋敷が竣工し、富田城下からの移住が完了したとしている。

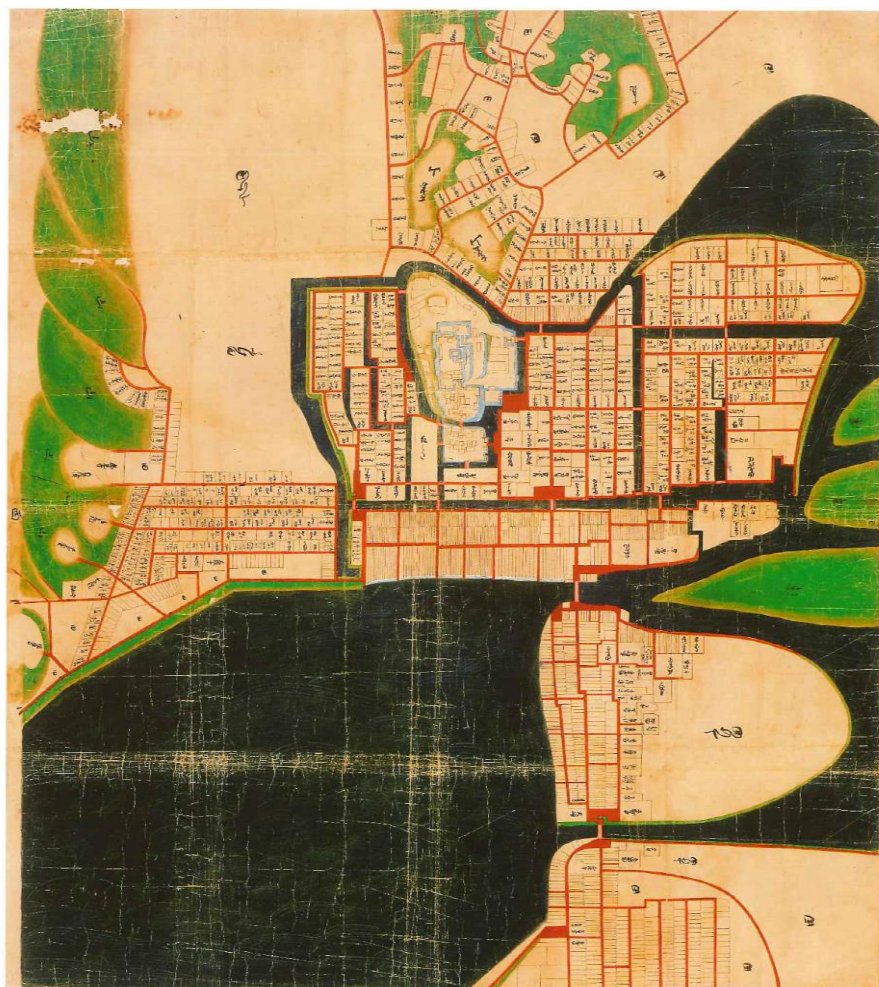


図 2-5 堀尾期松江城下町絵図<堀尾期> (島根大学附属図書館蔵)

平成 24(2012)年 5 月 21 日に松江市教育委員会の調査で、所在不明となっていた松江城の創建を示す「慶長 16(1611)年」在銘の祈祷札 2 枚が再発見された。この祈祷札は、天守の創建時に祈祷が行われたことを示すもので、「慶長十六年正月吉日」と墨書されていることから、天守の創建をその前年と見ることが可能となり、前出の「島根縣史」の記述と一部ではあるが符合した。

・京極期（寛永 11(1634)～寛永 14(1637)年頃）

京極期は、現在明らかになっている絵図で比較する限り、基本的には大きな改修をせずに堀尾期を踏襲していると考えられる。ただし、一ノ門前の枳形に、建物の記載がなかったが、京極期には建物を描いている。また、三之丸にかかる橋が堀尾期は 5 橋あったのに対して、京極期は 3 橋になっている。

城下町では、松江城西の内中原町の中にあつた中堀を埋め立てて道路にしている。また、末次東端の「茶屋屋敷」がなくなり、大きな屋敷割に変えられている。更に、その東の堀も埋められている。

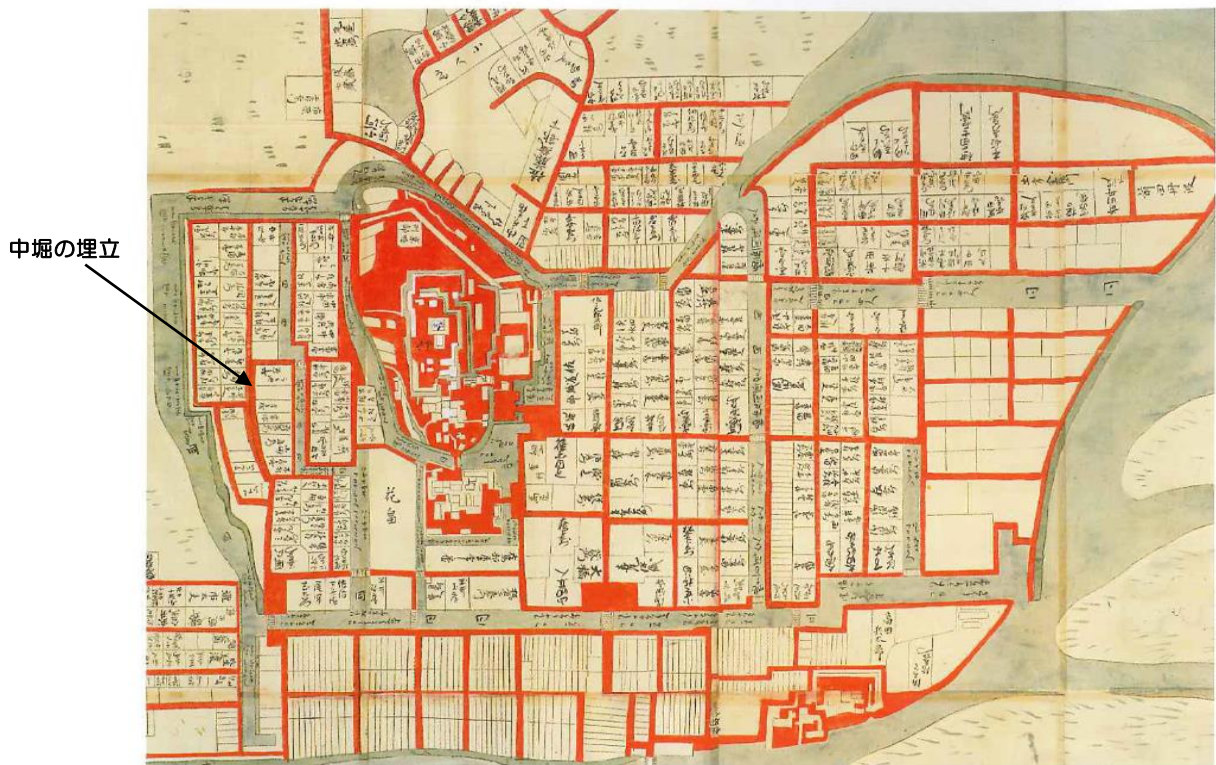


図 2-6 寛永年間松江城屋敷町之図<京極期>（丸亀市立資料館蔵）

※右図は、「堀尾期松江城下町絵図」
をもとに町名を書き込んだもので
ある。（「絵図でみる城下町 松江」
松江市教育委員会 平成 16 年 10
月）

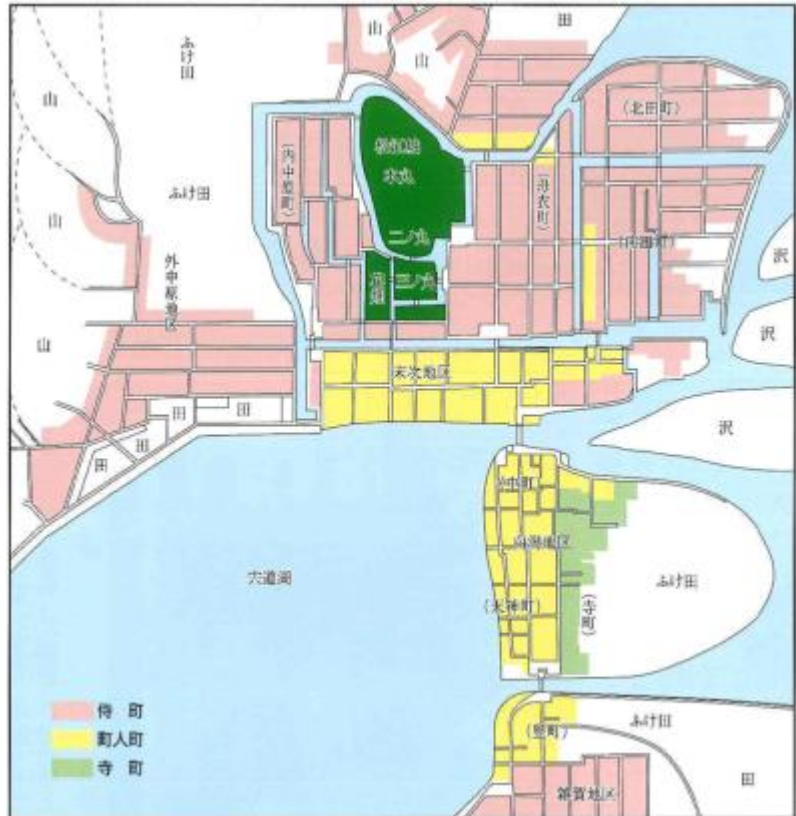


図 2-7 堀尾期松江城下町絵図※

図 2-8 と 2-9 は堀尾期と京極期の松江城内の建物の配置を比較するため拡大した。



図 2-8 堀尾期松江城下町絵図<堀尾期>
(島根大学附属図書館蔵)

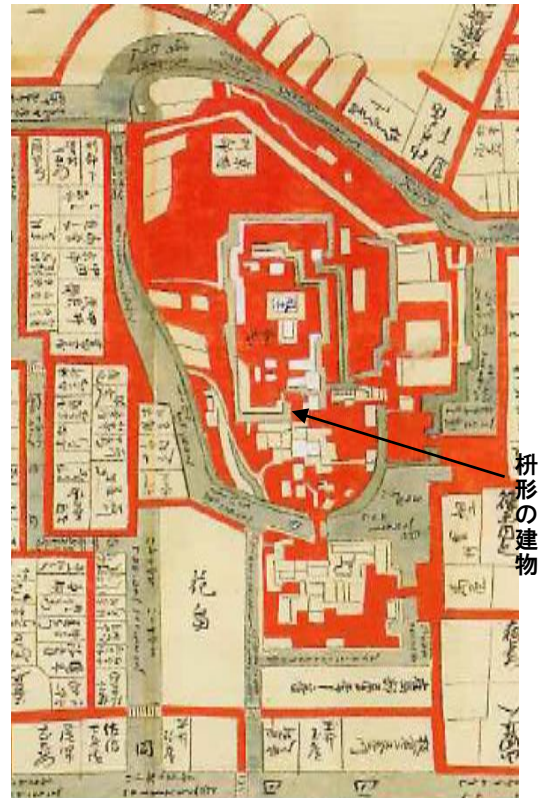


図 2-9 寛永年間松江城屋敷町之図<京極期>
(丸亀市立資料館蔵)

・松平期（寛永 15(1638)～明治 3(1870)年頃）

松平期には、堀尾・京極期の基本的構図を踏襲しつつ、一部の変更と城下の拡大を行っている。一部の変更は、概して堀の幅を狭く、深さを浅くしていることである。それは、絵図にある堀幅や深さの記載により、知ることができる。また、西の四十間堀は、京極期の絵図では、幅 40 間でほぼ均一に南北に延びていた。松平期では、四十間堀の一部を埋立て、北西部の深田の開発を進め陸地化を行った。また、城下町の東も同様に陸地化が進められ、やがて新田として開発されていく。なお、「城下町松江の誕生と町のしくみ」(松尾寿 松江ふるさと文書 5)によると、雑賀町については、堀尾期の絵図に記載があり、一部の伊賀衆・雑賀衆が鉄砲町(のちの雑賀町の一部)に居宅を与えられていたと考えられるが、松平直政入府以後に鉄砲町を整備・拡充して分散していた足輕をまとめて足輕町としたとされている。



図 2-10 松江城下町絵図＜松平期＞（島根大学附属図書館蔵）

表 2-1 松江城関係年表(『松江城研究 1』「松江城天守と城郭施設について」付表

和田嘉宥、松江市教育委員会 2012 年 3 月を一部改

西暦	和暦	月日	事 項	引 用	出典
1600	慶長 5	11	堀尾忠氏、出雲国主へ	『雲陽大教録』では、堀尾備刀吉晴となっているが、近年の研究では、忠氏が正しい。	①
1603		8	松江築城認可される		⑧
		9 8 4	堀尾忠氏没す	忠氏様、八月四日ニ御遠行	②
1605		10	この年、吉晴新城の城地を亀田山に決定し、家老等に築城の準備をするように告げる		⑧
1607		12	松江城着工	慶長十二歳丁未ヨリ普請始り、同十六才辛亥マテ五年ノ間ニ城成就セリ、是今ノ亀田山ナリ	①
1608		13 12 2		松江越、十月二日	②
1611		16	天守竣工	御天守四重目並塩蔵之大般若札ニ慶長十六年辛亥と有之(中略)成就祈禱と見る	③
		2 5		山城様初而江戸御出、二月五日松江御立、五月二日ニ御帰城	②
		6 17	堀尾吉晴没す	吉晴様遠行、六月十七日	②
1633	寛永 10	9 20	堀尾家断絶	山城様ハ廿日ニ御果被成候	②
1634		11	京極忠高、松江藩主	閏七月六日出雲隠岐二国を賜ひ、二十四万石を領し、翌八月十七日来つて松江城に入る	④
1637		14 6 16	京極忠高逝去し、京極家断絶		⑧
1638		15 2 11	松平直政、松江藩主	竹内宇兵衛松江城を修理す	⑤
1674	延宝 2	9	石垣修理、上御殿	右之通絵図書付之所石垣築直申度奉存候以上 別之郭、今ノ上御殿ト云フ	⑥
1676		4	天守附櫓破風の修理	延宝四年卯月□□ 大工□左衛門	⑦
1679		7	萩田屋敷建築	萩田屋敷出来	⑨
1681	天和 1	6 21	萩田父子が、松江城二之丸下ノ段の萩田長屋住む		④
1686	貞享 3	5 19	松江城修復願いを幕府に提出		⑧
1687		4 8 18	佐田神社建立	佐田本社建立 八月十八日棟上 十九日遷宮	⑨
1690	元禄 3		三之丸寝間建築	三丸新御寝間出来	⑨
		5	姫様御殿建築	奥御姫様御殿共三百坪余出来	⑨
1694		7	後山御茶屋建築	後山御茶屋出来 田中御茶屋出来 天倫寺御霊屋出来 初	⑨
1697		10	石垣修理	三丸御門北多門石垣崩れ直し	⑨
		13	天守破風の部分修理	(懸魚の六葉) □禄十三庚辰四月 大工伝七同喜平地作	⑦
1718	享保 3	6 18	天守模型制作	御天守小形拵差上付而為御褒美二百疋被下之(斎田彦四郎「列士録」)	⑩
1720		5	この頃、城内図作成	三月御城内分限絵図被仰付出来差上付而八月御褒美二百疋被下之(斎田彦四郎「列士録」)	⑩
1732		17	この頃、城内修復	御巡見御越付而御城内御修復御用二付式人扶持御加扶持被下之(斎田彦四郎「列士録」)	⑩
1738	元文 3	3 11	天守修理	是日告ルニ月相府以ス雲藩松江城 天守遂テ年致シ損スル五層皆朽ルニ故斬修之	⑪
		7	石垣修理伺い	出雲国松江之城石垣元文二丁巳年十二月二日破損所之伺	⑫
		4	天守四重屋根の修理	(裏) 元文四年四月廿日 檜皮中万といふ□	⑦
1741	寛保 1		天守三重屋根の修理	(表) 寛保元年西 (裏) 檜皮 権四郎 西五月廿日	⑦
1742		2	千鳥城大修理、寄木を加う		⑬
		3	天守四重屋根の修理	寛保三年亥四月廿九日 大工定次郎	⑦
			この頃、稲荷社造営	御城内稲荷社御造営ニ付肝煎被仰付(斎田彦四郎「列士録」)	⑪
1750	寛延 3		二之丸上台所取毀	(上台所) 御議定ニ而崩ス	③
1755	宝暦 5		きりきり門迄の塀修復	東側不残建直し南北路ニ成ル	③
		8	下ノ段米蔵修復	(南御蔵) 御修復、三拾九間ニ成ル 西ニテ三間縮	③
1778	安永 7		石垣破損	出雲国松江之城石垣破損之覚	⑭
1799	寛政 11	3 14	幕府の修繕願い	松江城修繕を官に請ひて充される	⑭
1815	文化 12		天守五重東棟の修理	文化亥六月十四日 未□文化 谷吉一二	⑦
	明治 3		天守四重屋根の修理	明治三年巳三月十四日此所屋根仕舞仕候此節…	⑦
1875	明治 8	5	天守を除く櫓等撤去	天守を除く櫓等一切の建物が解体される	⑦
1890		23 1 21	松江城地が第五師団から松平直亮に払下げられる		⑬
		27	天守の大修理	明治廿七年秋 天守閣大修繕之際 棟梁	⑦
1898		31 10 2	川津の楽山神社を移転して松江神社建立		⑬
1903		36 9 16	興雲閣完成	松江城山に興雲閣完成	⑬
1934	昭和 9	5 1	松江城史跡指定		
		13	旧国宝指定	松江城ハ堀尾吉晴築キシ所ニシテ、慶長十三年起工、慶長十六年功ヲ竣ヘタ (以下略)	⑭
1955		30 3 31		松江城天守閣修復工事完了 4.1 竣工祝賀会举行される	⑧

①『雲陽大教録』 ②『堀尾古記』 ③『御城内惣間敷』 ④『松江市誌』 ⑤『藩祖御事蹟』 ⑥『延宝二年絵図』 ⑦『重要文化財松江城天守修理工事報告書』 ⑧『松江の歴史年表』 ⑨『御作事所御役人帳』 ⑩『列士録』 ⑪『天隆院年譜』 ⑫『元文三年城郭図』 ⑬『島根県史年表』 ⑭『安永七年松江城図』 ⑮『松平不昧伝』 ⑯『旧国宝建造物指定説明』

《近代以降》

・ 陸軍省所管期（明治元(1868)～明治 22(1889)年頃）

明治 2(1869)年の版籍奉還後、10 代松平定安が松江知藩事に任命され松江藩庁を開庁した。松江藩庁は、三之丸を使用し、私邸は旧家老家を充て、公私を完全に分離した。明治 4(1871)年に廃藩置県が施行され、それによって、230 年以上続いた松平治世は終わりを告げ、松江藩は松江県と改称した。同年から松江城は陸軍省所管になり、同時に松江城の廃城も決定した。明治 8(1875)年に城内の諸建物、附属物は取り払うため入札にかけられた。「島根縣誌」によると、天守は、180 円で売却される予定だったが、元松江藩の銅山方の役人だった高城権八が、松江藩政下で銅山の採掘に携わっていた豪農勝部本右衛門栄忠^{しげただ}と子の景浜^{かげはま}に天守の保存について支援を求めた。勝部家では、それに応じて買取を決意し、落札額と同額を広島鎮台に上納したとある。また、この入札の責任者は広島鎮台の斉藤大尉で、高城権八らの懇請に動かされ、陸軍省を説得し、存城を実現させたとされている。

陸軍省の所管時代の松江城は、「松江市誌」（昭和 16 年 松江市）によると、「松江城祉一円が陸軍省の手にありし頃は、土地荒廃し昔日の観を失った」とあるので、その荒廃の状態の一端を窺い知ることができる。ただし、当時の新聞記事によると明治 6(1873)年 9 月に勸業品展示会を松江城で 30 日間開催したり、明治 18(1885)年には広島鎮台第 11 連隊の演習(11 月 4 日)が行われたり、外曲輪(二之丸下ノ段)を中心に中学校や師範学校の運動会(同年 2 月 27 日、3 月 20 日、5 月 3 日)が開催されるなど外曲輪(二之丸下ノ段)は、それなりの整備がなされていたと想像できる。また、明治 21(1888)年には天守の一般開放も行われたらしく、初現は 4 月 13 日の山陰新聞で、「先月 24 日以来、天守縦覧者 1,600 余名。寄付金 20 円」の記事があり、その後も、月当たりの登閣人数を報道している。これは、修理の寄付を募るため試行的に一般開放を行ったものであろうか。なお、二之丸の茶店については、明治 21(1888)年 4 月 17 日の山陰新聞に「城山二之丸、本丸に仮屋を建て飲食に供する許可が料理屋、すし屋、菓子屋など 10 人ばかりに出される」との記事があるので、この頃に建てられたと考えられる。それを補完する資料として、翌明治 22(1889)年 6 月 3 日に「城山二松亭で、市会議員の懇親会が開かれる」との山陰新聞記事がある。一方、御花畑には、明治 11(1878)年 11 月に松江監獄署が置かれ、昭和 41(1966)年、西川津に移転が完了するまで、牢獄及び懲役場として機能した。

この時期は、近世城郭の機能が終了し、新しく生まれ変わっていく過渡期に突入する前の停止期といえる時期であり、そのため史跡として、また公園としての活用がなく、最も荒廃した。

・ 松平家所有期（明治 23(1890)～昭和 2(1927)年）

明治 23(1890)年、城地一帯は陸軍省から 4,500 円で松平氏に払い下げられた。松平氏は城山事務所を開設し、天守には看守を配置し、公園には管理する園丁を置いた。当時の新聞記事から天守は 1 銭の登閣料を取って一般開放したことが分かる。また、松平氏は、城地にサクラを植えるなど公園としての整備を行ったので、花の時期には多くの市民が来遊した。

松平家所有期での画期的な出来事は、本格的な修理を実施したことである。明治 25(1892)年の 8 月から 9 月にかけての山陰新聞の記事を見ると、「天守閣を修繕して美術標本にすることを一歩進め」、「松江城天守旧観保存。旧観が徐々に破戒されることに対し悲しむこと」「松平氏に依頼書を提出し、許可があった」とあり、明治 25 年から民意も高まり準備が進んでいることが分かる。実際の改修工事は、山陰新聞や「重要文化財松江城天守修理工事報告書」（昭和 30 年 3 月）による

と、明治 27(1894)年 6 月 10 日に開始し、同年 9 月 30 日に竣工したことになる。

また、これ以降から各施設の建設も松平氏の許可を得て進められた。明治 28(1895)年、市内に電気を供給するため後曲輪(椿谷)に「火力発電所」と「松江電燈株式会社」が、建設されたのがその皮切りである。この施設は、石炭の煙が出ることや工場騒音が大きく、行啓の御旅館興雲閣建設予定地がすぐ近くであるため、明治 34(1901)年に、本社を南田町に移転し、翌年、発電所も同地に移転撤去された。

興雲閣については、紆余曲折の末、建設地も確定し、明治 36(1903)年「松江市工芸品陳列所」として二之丸に建設された。その他、明治 44(1911)年の武徳殿や翌年の山陰鉄道連絡記念物産共進会主会場も武徳殿前に建てられ、新聞記事等から大正 3(1914)年以前に、城山二の丸運動場(《外曲輪(二之丸下ノ段)》)も整備された。このように明治・大正期の松江城は、運動公園的活用や公共的な施設の建設場所として整備されていたので、総合運動公園・文教地区的な公園となっていた。

「松江市誌」(昭和 16 年)には、「大正 13 年頃に至り、我が地方が史蹟に富めると風光の美なる」と鑑み『大社宍道湖及中海ヲ中心トスル国立公園設置ニ関スル建議案』を議会に提出する機運を醸成し、次いで城山遊園の改造も企図せられた。」とあり、城山遊園の具体的改造については、なんらかの整備を行ったと考えられるが、残念ながら資料が無く具体を知ることはできない。

・松江市所有期(昭和 3(1928)年～現在)

本多静六の設計に伴う整備

昭和 2(1927)年 12 月になると、松平家から市は城山千鳥遊園地一帯の寄付を受けた。そのため翌昭和 3 年には、「天守登閣者心得」を制定、「松江市公園使用料条例及公園管理規則」を制定し、管理・活用をスタートさせた。また、天守内陳列品についても寄託を受け、継続して展示を行った。

更に、計画的に整備を行うため、当時、日本の「公園の父」といわれ公園整備計画及び設計の第一人者林学博士 本多静六に城山公園改造計画策定を依頼した。計画は新聞紙上で市民の意見を徴した後、昭和 4(1929)年に完成し、計画に基づいて整備がスタートした。

なお、「松江市史(昭和 16 年)」では、本多静六の「城山公園改造計画設計案」の根本方針(「松江市誌」(昭和 16 年))を掲載し説明を加えているので、参考としてそのまま転載する。

「昭和 2 年に至り松平氏より城山一円を公園として無償寄附に相成り、市は城山公園改造計画設計案を立つることと為った、而して公園改造の根本方針としては

1. 可及的に外観の舊態を保持し、史蹟の意味を存し、懷古の情を破壊せざること。
2. 四季の山陰旅行者の歩を留むる爲め、史蹟、眺望、花木等に於て特徴を発揮し、且つ遊覧に便ならしむること。
3. 一般公衆の健全なる休養、娯楽、運動、散策に便にし、時代に適合せしむること。
4. 實物教育の目的を達成する爲め、原生林を利用する天然植物園及び小動物園を設置すること。
5. 公園地域全部を有効に使用し、且つ公園への出入りを便ならしむること。
6. 都市公園の性質として、大衆の集合を可能ならしむること。

上の根本方針に基き各種の改良が実施せられ、すでに眼鏡橋(現在の北惣門橋)より稻荷橋に至る城内越は道幅も広くなり、且つ自動車を通ずるに至り、又城山西方の堀辺には、二間幅の回遊道路も完成し、閑静幽雅なる区域に散策を試みるものもあり、此の方面に於て新に亀田橋を架設し、内中原町との間に交通の便を開く等が其の一斑である。」

当時の行政文書等の資料が無いので詳細は不明だが、記述のとおり、惣門橋から稲荷橋までの道路が拡幅され、椿谷の園路が設計のように整備されたのも、昭和4(1929)年～昭和16(1941)年の間と考えることができる。なお、本多静六の設計により整備された、各施設や園路は、公園整備から史跡整備へと転換する昭和45(1970)年頃になって殆どが撤去され、現在は、亀田橋や本丸の園路の一部を残すのみとなっている。



図 2-11 本多静六博士 松江城山公園設計図（島根県立図書館蔵）
（左：全体、右：積上道路拡大）

明治40(1907)年行啓道路として大手前広場から興雲閣まで土を積み上げて作った馬車道は、昭和12(1937)年になると神国大博覧会開催のため撤去されると同時に、馬洗池から松江神社までの園路も車道として拡幅整備された。

翌昭和13(1938)年には、文部省宗教局の担当者が松江城天守崩壊の危機と修理の必要性を松江市に示し、準備をするよう指示した。それを受け、昭和16(1941)年に文部省宗教局の視察を得た。この時の市の行政文書に、修理の資金計画と設計書が添付されているので、松江市も文部省も修理を予定して準備を進めていたものと考えられる。しかし、第二次世界大戦が始まったため修理計画は一時的に頓挫した。戦後4年が経過し復興が進む中、松江市は「小泉八雲生誕100年祭」を機に「国際文化観光都市」としての発展を決意し、諸準備を進めた。その中の建設案の中に「松江城本丸の復元修理」も含まれていた。

松江市は昭和25(1950)年から松江城天守の修理に着手(以下「昭和大修理」)すると同時に、従来、新設等がなされていたにもかかわらず、時局下、現状変更申請が提出されていない整備事業について、昭和26(1951)年にまとめて現状変更申請を提出した。その内容は、「城山には、戦争

に備えた諸設備を設置したり、食糧増産のための農園化が進められたが、終戦とともに市民の体位向上を図るため時代に適合した施設整備を行う。但し、史跡の旧態は完全に保持し破壊しないよう努める。松江市は、日本庭園協会 本多静六に委嘱し、昭和4(1929)年城山公園改造計画設計案を完成したので、この計画を基に旧城址の遺構風致を破壊することなく市民に親しまれる厚生施設を完備する。」というものだった。

右の計画図のように幼児遊園地を除いた、諸施設の多くは既に設置されたもので、後追いの許可申請であったため、文化財保護委員会からは条件付きで許可になった。しかし、翌年昭和26(1951)年10月15日～16日に文化財保護委員会の現地視察も行われ、現状の史跡の在り方に対して厳しい指導勧告がなされた。

文化財保護委員会の指導勧告事項は

1. 史跡「松江城」の面目を保持すること
 2. 原状復帰については、出来る限り速やかに着手し、天守の修理竣工までに全部完了すること
- であり、具体的には、外曲輪(二之丸下ノ段)のテニスコートや自治会館、図書館の撤去、外曲輪(馬溜)の児童遊園地の撤去、荒れた椿谷の整備などであった。そのため、松江市は外曲輪(二之丸下ノ段)や椿谷の諸施設や設備について、撤去の方針を立て関係機関とも協議を重ねた。しかし、図書館・自治会館・武徳殿といった建築物やテニスコート・バレーコート等、運動施設については、建物を運営管理する団体の理解と協力が必要なだけでなく、代替施設の建設が必要なため遅々として進まなかった。

こうした中、御花畑の松江監獄署の移転が決定すると、その跡地利用として県が策定した「県庁周辺整備計画」で県の諸施設が昭和34(1959)年頃から計画的に整備されるに伴い、城内建物の移転も徐々に進んでいった。



図2-12 明治～昭和にかけて建てられた各建物位置図（北之丸のテニスコートは昭和11(1936)年に撤去され島根県招魂社が建設された）

・ 史跡松江城環境整備 5 ヶ年計画に基づく整備 資料編「表4 城内施設変遷一覧表」参照

昭和 26 (1951) 年の文化財保護委員会からの指導勧告事項は、昭和 33 (1958) 年、松江監獄署の移転の決定によって、実現可能な状況になってくる。まず県は、それによって「県庁周辺整備計画」を立て、専門委員会を開催し、次々と県の関連施設の建設場所を決定していった。最も移転が早かったのは島根県自治会館で昭和 36 (1961) 年、図書館は昭和 43 (1968) 年、武徳殿は翌昭和 44 (1969) 年、最後は軟式テニスコートで、松江市が昭和 47 (1972) 年から 3 年かけ米蔵跡等を復元整備するために発掘調査を実施した時に撤去を行った。

また、これらの整備事業を進めるにあたって、松江市も昭和 45 (1970) 年に「史跡松江城環境整備 5 カ年計画」を立て、連動して史跡整備事業を進めた。これらの整備事業では、外曲輪(二之丸下ノ段)の公園的整備や発掘調査の成果を活かして「米蔵跡」の石積基壇及び排水溝の整備を行い、そのほか内堀浚渫と県庁北内堀と大手北内堀の暗渠通水、及び石垣修理などを実施した。

その後、昭和 53 (1978) ～昭和 55 (1980) 年には本丸についても発掘調査を実施し、まず調査成果に基づき「乾ノ角櫓跡」、「北ノ門跡」、「多聞櫓跡」の遺構平面整備を行い、翌昭和 54 (1979) 年には、天守南東の「多聞跡」、「武具櫓跡」の発掘調査、昭和 55 (1980) 年には「弓櫓跡」の発掘調査と遺構平面整備を実施した。昭和 56 (1981) 年～昭和 61 (1986) 年では、「脇虎口ノ門跡」の発掘調査や遺構平面表示を行い、北之丸の「上御殿跡」の一部発掘調査を行った。このように発掘調査の成果を基に遺構の平面表示を行うなど、史跡松江城としての本格的な整備は、この時期からスタートしたと見てよい。しかし、様々な記念碑、猿や鳥の小動物園、明治期からの茶店も依然として残されることになった。また、様々な理由から撤去することが難しい福祉施設(援護寮)や宿泊可能な福利厚生施設(島根県職員会館)も後曲輪・外曲輪にそのまま残され、撤去が今後の課題になった。

・ 史跡松江城環境整備指針に基づく整備

松江市は、平成元(1989)年「松江市観光基本計画」を策定し、本丸や二之丸などの門、櫓、塀の復元を目標とした。平成 3 (1991) 年には、史跡であり松江市の中核的都市公園でもある松江城を、将来に向けて歴史的景観を活かした魅力ある整備を行うことを目的として、専門家による「史跡松江城整備検討委員会」を設置し、この時期から櫓復元に向けての本格的な文献、絵図等の史料調査、収集を開始した。平成 5 (1993) 年には、史跡松江城の整備について広く市民の意見を採り入れ、また整備に対する理解を得るため、市民の代表で組織する「史跡松江城環境整備懇話会」を設置した。それらの経過も踏まえ史跡松江城の価値の拡充の方向性を定め、当面の課題や将来起こりうる課題等に適切に対応できる判断のよりどころとするため、同年「史跡松江城環境整備指針」を策定した。

この指針に定める方針により、二之丸の番所跡や井戸屋形跡を復元風に整備し、御書院跡については、遺構を平面表示した。また、南櫓・中櫓・太鼓櫓については、史料等に基づいて復元した。二之丸下ノ段については、御破損方・寺社修理方を復元風に整備し、更に、大手門跡の平面表示、井戸屋形跡の復元風整備を実施した。これらの整備された復元風建物の内、二之丸の番所跡、二之丸下ノ段の御破損方・寺社修理方は、現在トイレや休憩施設、案内所として活用されている。更に、城山稻荷神社北側の土地を買い上げ、搦手之虎口整備事業の一環として平成 5 (1993) 年度に実施した発掘調査の結果を踏まえ、回遊性のある散策路として平成 6 (1994) 年度に整備も行った(鎮守の森散策路)。また、平成 10 (1998) 年度、稻荷橋たもとの民有地も買上げ、ベンチを設置するなどの公園的整備を行った(ヘルンの道整備事業)ほか、現在に至るまで、石垣の修理等、整備事業を継続して行っている。

(2) 松江城周辺の自然環境

i) 地理的環境



図 2-13 松江市周辺図(朱書きは石材産地)

松江城を中心とする城下町は、南に宍道湖、北に島根半島を形成する北山山系に挟まれた位置に造成されている。

北の島根半島は、日本海に面し、宍道湖北山県立自然公園の指定を受けた緑豊かな標高 200m～500m の山々から形成されていて、松江城を中心とする城下町の北側の天然の防御壁となっている。この北山山系の枕木山には、古代から大山寺や鰐淵寺と並んで出雲・伯耆地方の山岳仏教の中心地として栄えた華蔵寺があり、この寺は近世に入ると松江城の鬼門にあたることから代々の藩主から信奉された。

島根半島の海岸線は、名勝及び天然記念物加賀の潜戸、名勝美保の北浦、天然記念物多古の七ツ穴、天然記念物築島の岩脈などに代表される断崖が雄大な自然景観と美しいリアス式海岸を形成しており、大山隠岐国立公園の指定を受けている。この日本海側の集落では、松江藩に供給する塩が多く作られ、松江城天守の地階からは、緊急時に塩を備蓄したことを示す塩札が出土し、その中には供給された地域名を示すものも多く発見されている。

また、松江市の中央部には、ラムサール条約登録湿地である汽水湖の宍道湖・中海があり、両湖を結ぶ大橋川が市の中央を東西に流れ、宍道湖西方には内陸部から宍道湖にそそぐ斐伊川が流れている。

斐伊川の本流は古来、出雲平野西の神門水海をへて日本海へ注ぎ、一部は東の宍道湖にも流れていた。しかし度重なる洪水の結果、江戸時代の初め頃には主に東の宍道湖に注ぐようになっていた。その後、京極忠高が藩主の時(1634～1637)に大規模な築堤工事(若狭土手)を行うことによって、現在のような東流する形に整備された。更に、松江藩 7 代藩主治郷(不昧)の時代の天明 7(1787)年には、解消されない洪水の対策や、新田・水運開発のため、宍道湖から日本海まで佐陀川(運河)を開削した。この 2 年後には、この佐陀川を水運として機能させるため、加賀に藩港を築き多くの船の利用があった。現在の島根町加賀には、当時の築堤や船を係留するもやい石が残り、当時を偲ぶことができる。

大橋川は、宍道湖の東端から松江市の中心部を抜け中海へと注ぐ一級河川であり、全長 7.6 km、流域面積は 13 平方 km を測る。中海に浮かぶ大根島は約 19 万年前に陸上で噴火してできた玄

武岩の火山であるが、ここで産する石は堅硬多孔質玄武岩で島石と呼ばれ、江戸時代から松江城の石垣や城下町の水路などにも使われてきた。また、松江藩の時代から、朝鮮人参が栽培され、現在、栽培農家は少なくなっているものの、今なお継承されている。この島全体が、火山でできているため地下には溶岩の流れによって作られた無数のトンネルがあり、特別天然記念物に指定されている「大根島の熔岩隧道（幽鬼洞）」と、天然記念物の「大根島第二熔岩隧道（竜溪洞）」が有名である。

松江市の南部には、中国山地に至る 200m から 600m 前後の緑豊かな山々が広がり、平野部の豊かな水田地帯が美しい農村景観を展開しているほか、玉造温泉をはじめとする温泉資源にも恵まれている。玉造温泉は、「湯之助」と呼ばれる地域の代表が置かれ、松江藩によって管理されていた。ここには松江藩主の御茶屋が建てられ、代々の藩主が湯治で長逗留した記録「湯之助文書」が残されている。

ii) 地質環境

松江城山周辺の地層は、新生代古第 3 紀の花崗岩類を基盤に、新第 3 期の地層が重なっている。新第 3 紀前期中新世から中期中新世の地層は、下から古浦層、成相寺層、大森層、布志名層、松江層で構成される。この上に後期中新世の和久羅層安山岩が重なっている。第 4 紀には大根島の噴火によって、大根島玄武岩が生成された。各層の内、古浦層は島根半島東部に分布し、成相寺層は、松江市北部に広く分布する。大森層は、松江市南部の忌部高原周辺に、布志名層は、玉湯町を中心に分布し、松江層は大橋川を中心に分布している。和久羅層安山岩は、和久羅山周辺及び嵩山周辺に、大根島玄武岩は、文字通り大根島を中心に分布している。

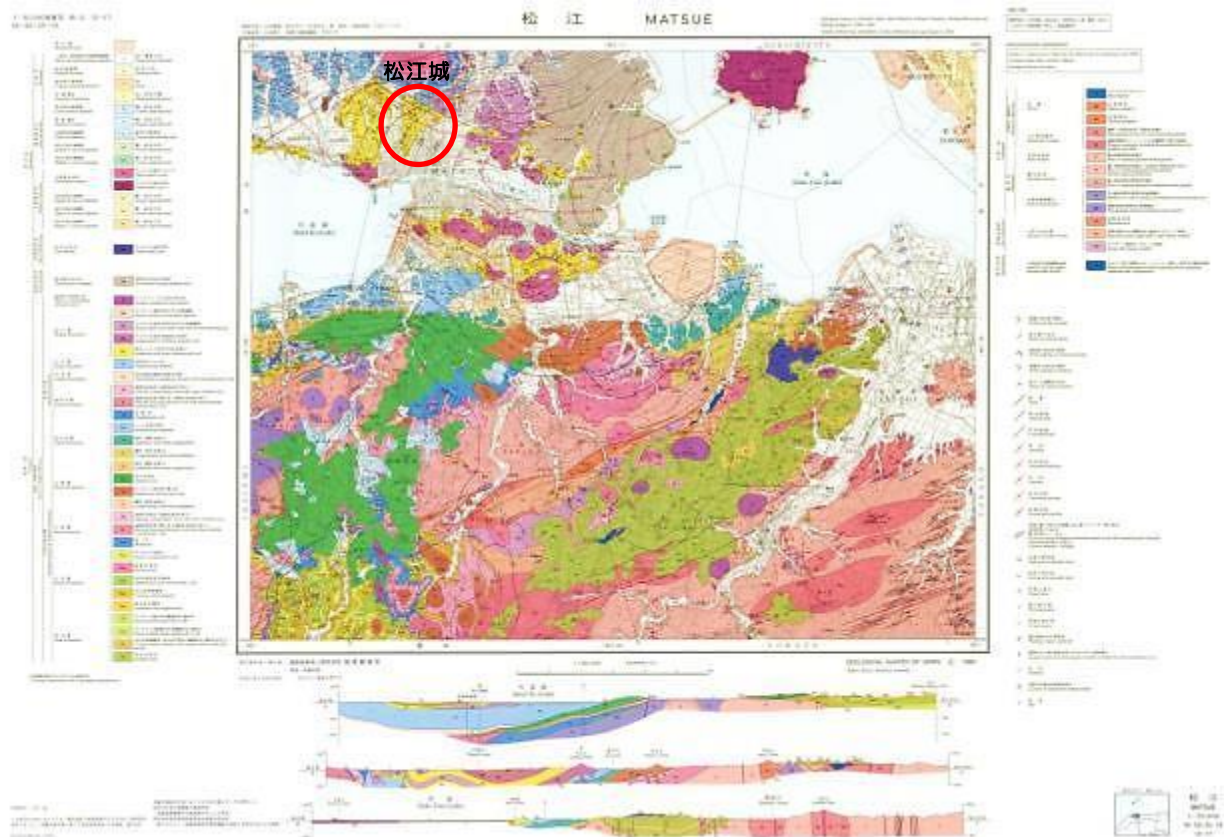


図 2-14 地質図（参考図）

本ページの地質図は、以下の著作物を利用しています。 産業技術総合研究所地質調査総合センター、1/5 万地質図幅「松江」(dhttps://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#latlon/11,35.43472,133.13215)、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 - 改変禁止 2.1
<http://creativecommons.org/licenses/by-nd/2.1/jp/>

昭和30(1955)年3月の「重要文化財松江城天守修理工事報告書」によると、松江城天守台の石垣の石材産地は、矢田或いは大海崎とし、口承による嫁ヶ島、忌部の石材は見られなかったとしている。

iii) 水系

松江城内堀の水系は、一級河川斐伊川水系松江堀川に属している。

松江堀川は、松江城の堀割を中心とした河川の総称で、北田川、京橋川、四十間堀川、北堀川、城山西堀川、米子川、田町川、上追子川の8河川から構成されている。

この河川の流域は、約37.3km²で、上流部は、丘陵地、水田が主体の自然流域であるが、中・下流部は、松江市街地を流れる河川となる。また、低平地を流れる河川のため、勾配は穏やかである。

市街地流域は低平地なため、過去幾多の内水被害を被っており、特に、北田川や京橋川の下流及び、北田川・田町川周辺が内水氾濫域となっている。

現在の松江市街地は、城下町の町割りを基礎に形成されたものであり、松江堀川も松江市の骨格を形成しているといえる。

なお、この松江堀川については、昭和63(1988)年建設省の「ふるさとの川モデル河川」の指定を受け、修景等を意識しつつ、改修整備が進んでいる。

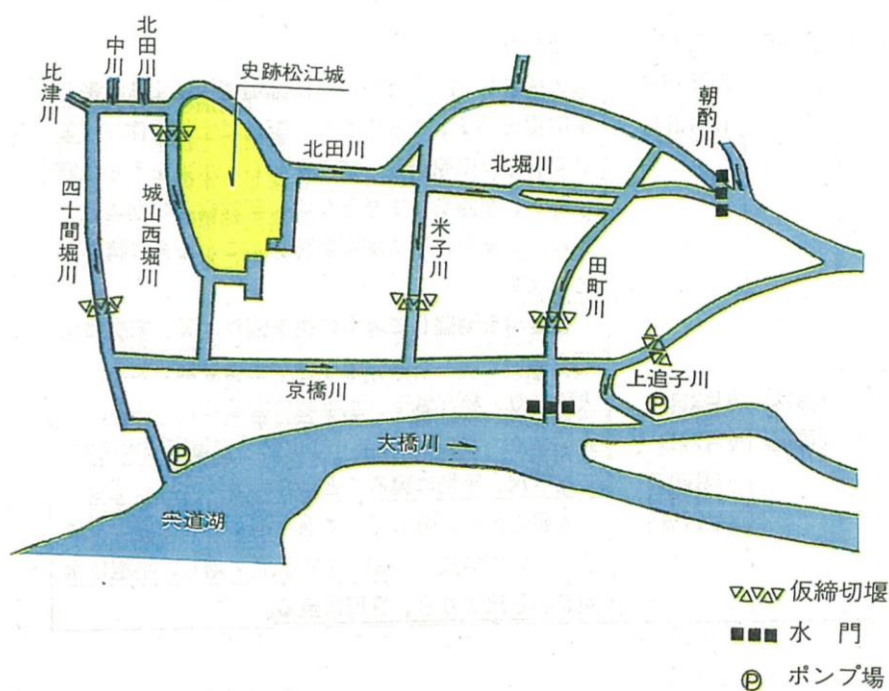


図2-15 松江堀川の概況

史跡松江城環境整備指針 抜粋(一部改)

iv) 植生

松江城山の植生は、スダジイ群落が多くを占め、北側の一部に竹林が分布する他、モミ群落、路傍・空地雑草群落を含む。

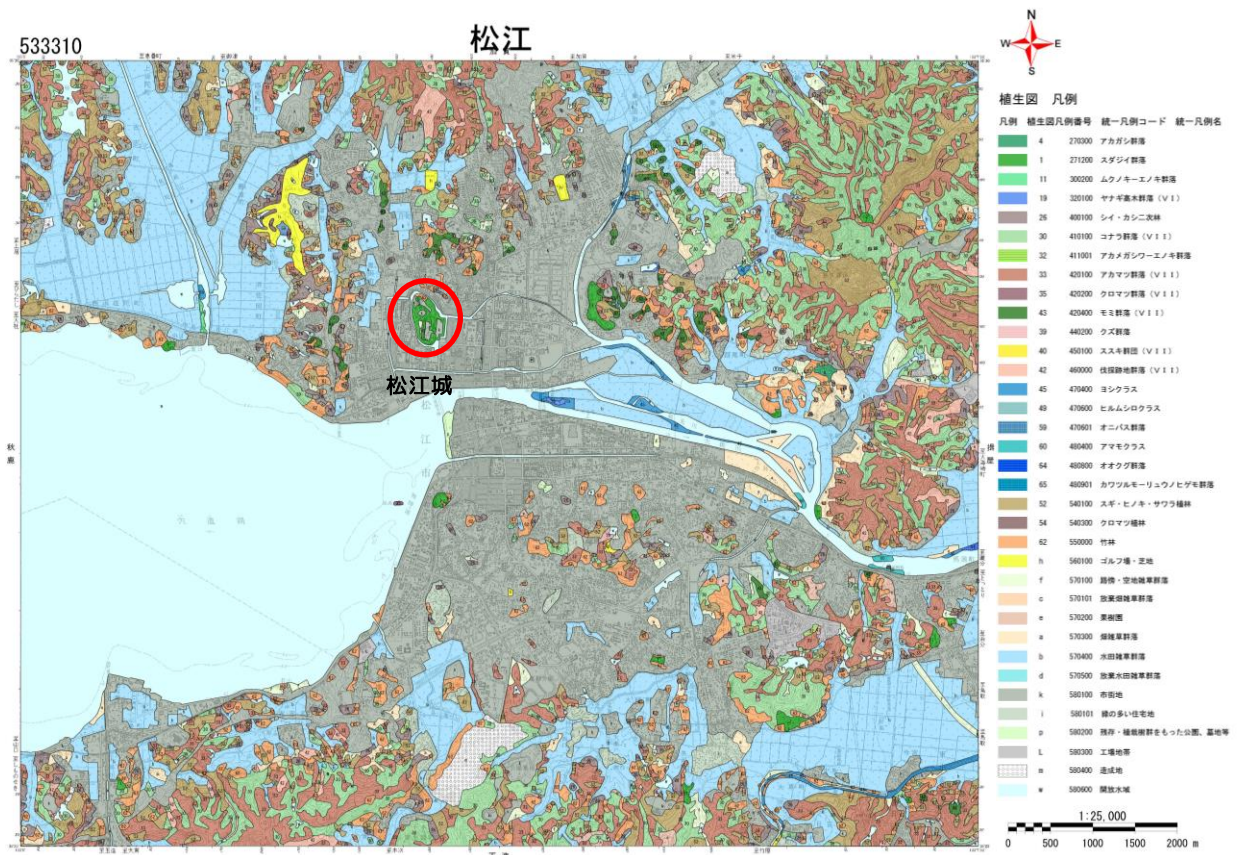


図 2-16 自然環境保全基礎調査（植生調査 2 次メッシュ 533310 情報より）

平成 12（2000）年 12 月に実施した松江城内の樹木の調査をもとに平成 26（2014）年に樹木医により再調査を実施した結果では 84 樹種、3206 本の樹木が確認された。最も多いものからヤブツバキ(422)、スダジイ(350)、ヒノキ(350)、クロマツ(274)、タブノキ(241)、スギ(219)、ソメイヨシノ(170)、ムクノキ(163)、エノキ(130)となっている。

この中で、江戸時代からの植生と考えられるは、図3-21、図3-22の分布図に示す通り、本丸と市道城山線の北側を除くほぼ全域に所在するが、特に古いと思われるものはスダジイやタブノキで、北之丸の斜面に集中している。

城内のソメイヨシノを中心としたサクラ類（以下サクラという）は明治20年代に植樹が行われた記録があり、ウメやマツと同様に寄贈や記念植樹で植えられたものが分布する。

大手前から本丸に上がる石段脇には、外来種のヒトツバタゴ(ナンジャモンジャ)が松江市民から寄贈され、昭和 15(1940)年に植樹されている。

また、通称椿谷といわれる後曲輪の遊歩道脇には、外来種のハリエンジュ(ニセアカシア)^{※1}が 10 本植樹されている。この木は、明治時代の初めころ日本に輸入され、芳香を放つきれいな花が咲くため街路樹や公園に植えられてきたもので、バレーコートの撤去(昭和 44(1969)年)とともに植栽されたものである。

※1 日本では、長崎県対馬と岐阜県など東濃地方にだけ自生し、環境省の絶滅危惧種に指定されている。

表 2-2 史跡松江城内の主な植生現況（平成 12 年 12 月樹木調査のデータによる）

「北ノ丸」は、斜面も含むものとする

樹種	本丸	二之丸	腰曲輪	中曲輪	外曲輪 (馬溜)	外曲輪 (二之丸 下ノ段)	外曲輪	北ノ丸	後曲輪	総本数
ヤブツバキ	1		10	7	1		105	78	220	422
スダジイ		5	1	2	19		23	167	133	350
ヒノキ	3		8	31			255	18	35	350
クロマツ	38	8	1	7	167		23	2	28	274
タブノキ			22	6	21		32	32	128	241
スギ		1	31	69	2		54	45	17	219
ソメイヨシノ	61	47	4	39	3		6	3	7	170
ムクノキ			11	3	8		31	16	94	163
エノキ	2		16	9	11		17	11	64	130
シラカシ	1		22	54	3		18	5	13	116
ヤマモミジ	15	14	1	15	1		6		17	69
モチノキ		1			5		7	14	41	68
クロキ			6	3	2		11	16	26	64
ハゼノキ			4	2	4		25	11	16	62
カゴノキ			16				1	9	15	41
クロガネモチ		1		9	3		12	3	7	35
ケヤキ			1	22	1		1	8		33
クマノミズキ			2	1	16			11		30
アカメガシワ			1		7		9	1	12	30
ヒトツバタコ				2	7		9		11	29
クスノキ		3		4	3		2	2	11	25
オニグルミ			9	1			3		7	20
ハリエンジュ									18	18
ネズミモチ			1		6			1	9	17
センダン			1	2	1		5	2	5	16
ヤブニツケイ			3				1	2	10	16
ヤマザクラ	1	1	1	1	3		5	1	3	16
シロダモ			1						12	13
ナンキンハゼ				8			3		1	12
カキノキ					2		7		2	11
その他										146
計										3206

※大手前駐車場(史跡外)には、クロマツが、17本ある。

(3) 指定地を取り巻く社会的環境

i) 社会環境

現在の松江市域は、平成 23 (2011) 年 8 月に東出雲町と合併した後、東西約 41km、南北約 31km、面積は 572.99km² となっている。松江市は山陰地方の中央に位置し、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心的役割を担っており、企業の本支店、官公庁、大学などの高等教育機関、病院、商業施設などが集積している。

本市と他圏域を結ぶ交通機能は、国道、高速道路、空港、鉄道、航路が整備され、道路網については、山陰地方を東西に結ぶ国道 9 号線（山陰道）と、山陽・四国方面につながる国道 54 号線が交わる、交通の結節点となっている。空路については、出雲空港と米子空港の 2 つの空港の間でかつ至近距離に位置し、利便性が高い地域となっている。また鉄道網は、山陰地方を東西に結ぶ JR 山陰本線があり、山陽方面に繋がる JR 伯備線に接続している。また、出雲大社に繋がる一畑電車もあり、観光客の利便性に役立っている。

航路では、本市と隠岐を結ぶ隠岐航路、外国との物流港である境港に隣接している。

近年、これらの利便性の高い交通網や、地理的条件を背景として、宍道湖・中海の沿岸では県境を越えた連携、交流が進められている。

平成 27 (2015) 年 2 月末現在の松江市の人口は 205,417 人で、平成 17 (2005) 年国勢調査時の 210,796 人から減少に転じている（合併前旧 2 市町合計）。

人口構成は 15 歳未満の年少人口割合の低下と、65 歳以上の老年人口割合の上昇が続き、少子高齢化が進んでいる。産業への就業者人口の内訳は、平成 22 (2010) 年度時点で第 1 次産業就業者の割合が 5.8%、第 2 次産業 20.2%、第 3 次産業 74.0%で、第 3 次産業の就業者割合が年々増加している。

ii) 関係法規等

・文化財保護法

【史跡】

文化財保護法は、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とする法律で、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものが史跡として指定される。

史跡 松江城

指定年月日： 1934. 05. 01 (昭和 9. 05. 01)

追加年月日： 1991. 04. 03 (平成 3. 04. 03)

2013. 10. 17 (平成 25. 10. 17)

2014. 10. 06 (平成 26. 10. 06)

指定面積： 204,633.60 m²

指定基準： 二、都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

指定説明： 松江市ノ西北部ニアリ慶長年間堀尾吉晴ノ築城ニ係リ亀田山ヲ最高点トセル平山城ナリ城構ハ本丸二丸三丸ヲ備ヘ本丸ニハ五層ノ天守閣ヲ存シ石壘、濠等旧形ヲ存スル處尠カラズ山陰地方ニ於ケル近世城郭トシテ代表的ノモノナリ

追加指定説明-1：松江城は慶長年間（1596-1615）堀尾吉晴が亀田山に築いた平山城で、一名を「千鳥城」ともいう。堀尾氏以降京極氏、松平氏と継承された二七〇年間の居城である。本丸、二の丸、三の丸を備え、本丸には五層の天守が現存する。

山陰地方における近世城郭の代表的なものとして史跡に指定されてから既に半世紀以上を経過し、土地買上、石垣修理、島根県立図書館、テニスコート等の移転にともなう米蔵跡環境整備などの事業を実施してきたが、堀の内側(城内)に一部未指定地が存在する。今回地権者の同意が得られたので、この部分を追加指定し、保存を図るものである。(以上、月刊文化財平成2年12月号 一部改)

追加指定説明-2：松江城は、松江市街地を南北に分断する大橋川の北側、標高約三〇メートルの亀田山(城山)に築かれた城郭で、本丸、二の丸、三の丸を備え、本丸には江戸期創建の天守が遺存するとともに、城郭の内部及び周囲には石塁、濠等が極めて良好に遺存しており、山陰地方を代表する近世城郭として貴重であることから、昭和九年に史跡に指定された。

慶長五年(1600)関ヶ原合戦に功績のあった堀尾吉晴・忠氏父子は出雲・隠岐両国二万五千石を与えられ、出雲富田城に入った。しかし、さまざまな地形的制約等から、島根半島の丘陵から派生した亀田山に城を移そうと考えた。その場所の選定について堀尾吉晴・忠氏父子の間で意見の相違があったが、慶長九年に藩主であった忠氏が急死したことから、その子の忠晴が幼少であったため、再度国政を預かることとなった吉晴が忠氏の意味を尊重して、城を亀田山に築くこととした。

築城工事は慶長十二年から同十六年にかけてであり、同時に城下町の整備も行った。本丸には五層六階、本瓦葺、望楼型の複合式天守が築かれ、周囲には櫓が六か所に配置され、それぞれ多門で連結された。江戸創建期の天守が遺存する全国でも数少ない城の一つであり、天守は重要文化財に指定されているのに加えて、一度も戦禍にまみえることなく明治維新を迎えた点でも稀有な城郭であり、完成当初の状況を良好に遺存している。

今回追加指定を予定するのは、丘陵裾部の市有地および民地のうち、条件が整った場所である。(以上、月刊文化財平成25年9月号)

追加指定説明-3：松江城は、松江市街地を南北に分断する大橋川の北側、標高約三〇メートルの亀田山(城山)に築かれた城郭である。本丸、二の丸、三の丸を備え、本丸には江戸期創建の天守が遺存するとともに、城郭の内部及び周囲には石塁、濠等が極めて良好に遺存しており、山陰地方を代表する近世城郭として貴重であることから、昭和九年に史跡に指定された。

慶長五年(1600)関ヶ原合戦に功績のあった堀尾吉晴・忠氏父子は出雲・隠岐両国二万五〇〇〇石を与えられ、出雲富田城に入った。しかし、さまざまな地形的制約等から、島根半島の丘陵から派生した亀田山に城を移そうと考えた。その場所の選定について堀尾吉晴・忠氏父子の間で意見の相違があったが、慶長九年に藩主であった忠氏が急死したことから、その子の忠晴が幼少であったため、再度国政を預かることとなった吉晴が忠氏の意味を尊重して、城を亀田山に築くこととした。

築城工事は慶長十二年から同十六年にかけてであり、同時に城下町の整備も行った。本丸には五層六階、本瓦葺、望楼型の複合式天守が築かれ、周囲には櫓が六か所に配置され、それぞれ多門で連結された。江戸創建期の天守が遺存する全国でも数少ない城の一つであり、天守は重要文化財に指定されているの

に加えて、一度も戦禍にまみえることなく明治維新を迎えた点でも稀有な城郭であり、完成当初の状況を良好に遺存している。

今回丘陵裾部の民有地のうち、条件が整った部分を追加指定して保護の万全を図ろうとするものである。(以上、月刊文化財平成26年9月号一部改)



図 2-17 史跡指定範囲図

【国宝】

建造物の指定について、文化財保護法第二十七条には、文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、類いない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。と規定されている。

松江城天守は、昭和 10（1935）年 5 月 13 日に国宝、その後昭和 25（1950）年の文化財保護法により重要文化財に改称されたが、平成 27（2015）年に国宝に指定された。

番号 建第二三三号

名 称： 松江城天守 1 棟

四重五階、地下一階付、本瓦葺、南面附櫓一重、本瓦葺

附

祈祷札 2 枚 慶長十六年正月吉祥日

鎮宅祈祷札 4 枚

鎮物 3 点 祈祷札 1、槍 1、玉石 1

指定年月日： 2015.07.08(平成 27.07.08)

指定説明： 松江城は、松江市街の中心部、標高二九メートルの亀田山に築城された平山城である。東から南及び西には城下町が形成され、宍道湖と中海を結ぶ大橋川が天然の外堀となっている。明治八年には御殿や櫓などの諸々の建造物が民間に払い下げられ、当初からの縄張り堀及び石垣などはよく残るが、近世の城郭建築は天守のみが現存する。

遠江を治めていた堀尾氏は、関ヶ原合戦などにおける行賞により、慶長五年（1600）に出雲と隠岐の二四万石の領主として出雲に入った。最初はかつて尼子氏が居城とした富田城に入城した。富田城は、松江城から南東約一六キロメートルの山間部、安来市広瀬に所在する典型的な中世の山城である。標高一九〇メートルの月山山頂に本丸を構え、中腹に山中御殿、下段に花ノ壇、千畳平などの郭をそなえ、飯梨川沿いの平坦地に城下町を構えていた。

堀尾氏は、地勢の難や交通の便などから亀田山の地を選んで富田城からの移転を計画し、同十二年より築城を始め、同十六年にはほぼ完備した。現在の天守はこのときのもので、完成は近年に再発見された二枚の祈祷札から明確となった。松江藩主は堀尾氏が三代で断絶し、続く京極忠高も一代で、寛永十五年（1638）に松平直政が信濃松本城から移り、明治維新まで、松平氏一〇代が治世した。延宝、元禄、元文、寛保、文化に部分修理があったことが知られ、松平氏によって適切に維持されてきた。明治二十七年にも修理が行われ、昭和十年に国宝保存法により国宝に指定され、その後、文化財保護法による重要文化財となった。昭和二十五年六月に着手した解体修理工事は同三十年三月に完了し、現在に至っている。

天守は山頂に構えた本丸の北東端に位置し、自然石を主体とする天守台石垣上に南面して建つ。外観は四重、内部五階、地下一階の形式で、二重目と四重目は東西棟の入母屋造、二重の南と北には入母屋造破風の出窓をつけ、正面の南面には玄関となる一重一階の附櫓を設けて地階への入口とし、屋根はすべて本瓦葺である。外壁は初重と二重が総下見板張、三重と四重及び附櫓が下部下見板張に上

部漆喰塗とし、二重上の出窓は漆喰塗、内壁は全て真壁造とする。各重の四面には突上板戸建の連子窓を配し、要所に鉄砲狭間をあげ、南と北の出窓中央に花頭窓をつける。四重は四面とも板戸建込の窓で、横棧三筋の手摺を廻している。

平面は各階とも桁行に相当する東西方向に少し長く、一階と二階が同規模、三階と四階も同規模であるが、隅の出入りで四階を逡減させる。一階と二階は四周を幅二間の武者走りとし、四階の一部を除いて各階とも間仕切りがないが、柱列と内法貫で区画される。五階は四周を幅半間の入側とし、内部は内法小壁で東西二室に分ける。一階から五階は板敷、根太天井であるが、五階は四周を化粧屋根裏とするのみで天井を設けず梁組を現している。地階はほぼ正方形の平面で、ほぼ中央に石積の円形井戸を構え、東北隅の一面の食塩貯蔵場所は平瓦敷の土間床とし、他は板敷である。附櫓は不整形な四角形平面で、石垣南面の中央西寄りに鉄板張扉の入口を構え、階段を経て地階に登る。

軸部は太い柱と梁を組み、貫で堅牢に固め、長さ二階分の通し柱を多用している。柱配置は逡減のない階同士を整然とそろえているが、逡減するところでは通柱を除いて、上下階の柱位置をそろえていない。こうした点は、上に向けて逡減する天守の形態を、二階分の通し柱で達成しようとした構造技法の特色といえる。

また、柱寸法は一階から二階が九寸から一・五尺角と太く、三階四階が九寸から一尺角、五階は七寸角であり、上層の方を細くしている。一階から四階の柱のうち、一三〇本は一面から四面に包板を釘、鋸、帯鉄で取り付けている。この包板は二寸から二・五寸と厚く、軸部強化の役割も期待していたと思われる。

部材の番付は、地階から二階が彫込番付、三階から五階が墨書番付というように、大きく二群に分かれることが判明した。また、当初部材を精査すると、一階二階には多数の古材が用いられており、また二階以下は面皮や曲りがある丸太の形状が多く、三階以上では製材された角材を多く用いているなど、用材や加工に番付と同じような差異が認められる。二階以下の部材には、堀尾氏の家紋である分銅紋に富の字が刻印された部材が含まれており、これらは堀尾氏が最初に居城とした富田城の部材と推定される。これらにより、地階から二階には富田城の部材が多く用いられ、そこに新たに三階以上の部材が加えられたと推定される。

松江城天守は、中国地方に唯一残る荘重雄大な四重五階の天守であって、近年に再発見された祈祷札から慶長十六年の完成が明らかとなり、通し柱による構法や金物を多用した包板の技法などにみられる特徴とともに、近世城郭最盛期を代表する遺構として極めて高い価値がある。

また、当初の部材に転用を示す痕跡を残しており、高層化による象徴性を達成した松江城天守は、防御性を重視した中世の山城から近世都市の基軸となる城郭へと進展してきた我が国の城郭文化の様態をあらわすものとして、深い文化史的意義が認められる。

なお、慶長十六年の祈祷札二枚、鎮宅祈祷札四枚、鎮物三点を附指定として保存する。

・都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として策定されている。

松江市でも、都市計画区域内における都市施設（道路・公園等）、各種地域地区（用途地域等）、地区計画の決定、変更を行なっている。

用途地域等

松江城周辺の用途地域は第一種中高層住居専用地域に指定されており、内堀を含む史跡指定地のほぼ全域が都市公園 8・5・2 城山公園（20.7ha）に定められている。このため都市公園法により公園内における禁止行為が定められ、史跡の適切な維持管理を継続する上で有効である。

史跡外の内堀周辺の用途地域は、三之丸を含む南側一体は商業地域であるが、それ以外の区域は第一種中高層住居専用地域または第一種住居地域に指定されている。更に松江城の北側一帯は景観地区（塩見縄手地区）に定められている他、松江城の東側の大手前通り沿線には地区計画制度が導入され、建築物の高さ制限が行われるなど、史跡の周辺環境を良好に保つための施策が採られている。

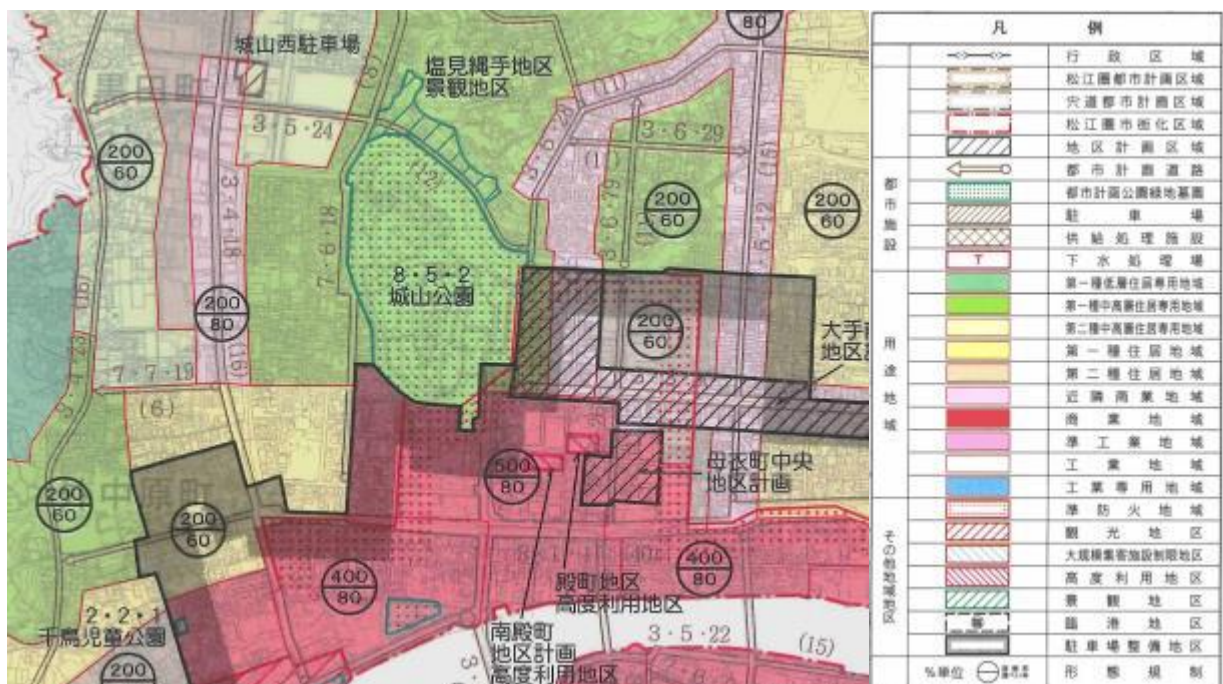


図 2-18 都市計画図

・景観法

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として策定されている。

景観地区は、都市計画法によって街の景観を維持するために定められた補助的地域地区で、建築物のデザインや色、高さなど多岐にわたり規制することができる。塩見縄手地区（景観地区）

は、全国 38 地区指定されているうちのひとつである。

松江市では、景観法に基づいて「松江市景観計画」を策定し、市全域を「松江市景観計画区域」として景観形成の方針や基準などを示す他、重点的に良好な景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」として定め、よりきめ細かな基準により規制・誘導を図り、史跡松江城にふさわしい周辺環境の整備に取り組んでいる。

伝統美観保存区域 塩見縄手地区（景観地区）（平成 19 年 4 月 1 日指定）

本地区は、重要文化財である松江城の北面に隣接し、かつて中老格の藩士の屋敷が並び、現在もその面影を色濃く残している。昭和 48（1973）年松江市伝統美観保存条例の制定と同時に、第 1 次保存指定地区に指定し、門、塀の復元、堀沿いのマツの移植・補植、電柱移転等、松江を代表する歴史的景観として保存を図ってきた。通りに面して連続する門、塀と老松、堀川などが相まった景観は四季折々に美しく、観光客の周遊ルートとしても重要な観光資源であり、松江市の個性と格式の高さを形成している代表的な景観である。

この塩見縄手地区の景観を松江市固有の歴史・文化的資産として後世の市民に継承されるべきものとし、郷土愛の高揚に資するとともに、広く文化の向上発展に寄与することを目的とし、景観地区として指定し、その伝統美観を保存するものとする。

・松江国際文化観光都市建設法（昭和二十六年三月一日法律第七号）

松江市が明媚な風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的として策定された。

松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとし、松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする」と示されている。

iii) 上位計画・関連計画

・松江市総合計画（平成19年9月策定）

平成17（2005）年3月31日、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の合併により、新「松江市」が誕生した。

新生「松江市」のめざすべき将来の姿を明らかにし、より充足感の高い市民生活の実現に向けて、具体的な目標を定め、行政はもとより、市民・企業・市民活動団体など、あらゆるまちづくりの主体が、新生「松江市」のまちづくりに取り組んでいくための指針として平成19（2007）年9月12日に『松江市総合計画（平成19年度～28年度）』が策定された。

総合計画は、基本構想（松江市がめざすべき都市像と、これを実現する施策の柱、都市像実現に向けたまちづくり方針などを示す）、基本計画（基本構想を実現するための具体的な施策・主要事業を体系的に示すもの）、実施計画（基本計画で定めた施策体系に基づいて、3年間の事業実施方策を明らかにし、事業内容を具体的に示すもの）からなる。

基本構想は目標年次を平成28（2016）年度、前期基本計画は目標年次を平成23（2011）年度、後期基本計画は目標年次を平成28（2016）年度と設定し、実施計画は3年ごとに見直しを行うこととしている。

総合計画では、松江城に関する項目として、第5章 将来都市像実現のための基本目標の中で、〈豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる〉として、

「本市は、大山隠岐国立公園に指定されている島根半島部やラムサール条約の登録湿地となった宍道湖・中海、緑豊かな山並み・田園など、恵まれた自然環境を保全します。また、古代出雲文化発祥の地である風土記の丘周辺、近世江戸時代のたたずまいを色濃く残す松江城周辺など、歴史的・文化的景観も数多く有しています。この、自然と共生した美しい都市景観など景観資源を保全し、後世に継承していきます。」と示されている。

・松江市総合計画（後期基本計画）

総合計画に基づいて平成24（2012）年度に策定された『松江市総合計画（後期基本計画）』（平成24～28年度）では、第2章歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる[教育文化]の、4文化の振興-1指定文化財の保存と活用に松江城を含む文化の保存と継承が、4松江城国宝化の推進に向けての調査研究の取り組みが示されている。

4 文化の振興

背景・前期計画の取り組み・経過

本市には城跡・古代から近世までの埋蔵文化財、「出雲国風土記」に記載される神社、松江城をはじめ文化財や歴史史料などが数多く残されています。

H19年からH23年まで「歴史・文化・伝統のふるさと」をテーマとした「松江開府400年祭」が開催され、市民の宝である松江城の国宝指定を目指す機運が高まったほか、「松江歴史館」の開館によって史料保存や展示公開に最適な環境が整い、新「松江市史」の編纂も始まりました。あわせて、様々な文化団体の活動により文化の振興を図るとともに、文化の保存・継承を目指します。



1
指定文化財の保存・活用
《重要文化財・国史跡等》

【課 題】

- 史跡・名勝・天然記念物などの指定文化財の中には、適切な状態で維持管理されていないものや展示公開されていないものがあります。
- また、歴史史料の所在が十分に確認されていないため、散逸が著しいのが現状です。

【施策の展開方針】

- 貴重な文化財についての調査・研究を行い、審定して保存を図るとともに、松江歴史館などで展示公開し活用を図ります。
- 主として明治時代以降の近代化遺産については、指定より規制の緩やかな登録文化財に登録して保護に努めます。
- 松江歴史館を中核施設とし、周辺の資料館などのネットワーク化を図り、「ぐるっと松江・博物館」連携事業に着手します。
- 市内にある歴史史料の所在や内容を体系的に調査して、散逸を防ぎます。
- 歴史研究・調査の成果に基づき、松江市の歴史史料をまとめた新「松江市史」を編纂します。
- ユネスコ無形文化遺産登録になった「佐陀神楽」の継承に努めます。

【指 標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H26
指定文化財件数(件)	234	238	↗	245
登録有形文化財件数(件)	6	28	↗	34
史料調査実施件数(点)	13,264	16,234	↗	40,000

【主要事業】

- 指定文化財保存活用事業(重要文化財松江城保存整備事業 興雲閣解体修理事業)
- 歴史資料等調査活用事業(松江市内寺社資料調査事業)
- 新松江市史編纂事業




「松江市史」

県指定文化財 興雲閣

4
松江城国宝化の推進
《重要文化財》

【課 題】

- 松江城天守の新たな文化財的価値を実現するため学術調査に取り組むとともに、国宝化運動を市民の皆さんとの協働により継続させていく必要があります。

【施策の展開方針】

- 専門研究者による学術的な調査に取り組み、国宝指定につながる新しい発見を求めて研究を進めます。
- 国宝化運動に取り組む市民団体を支援し連携を図りながら、市民と行政が一体となって国宝化運動を進めます。
- 松江城に関する新しい歴史資料の発見のため、広く市民に協力を求めます。

【指 標】

目標指標	参考値 H18	現状値 H22	目指す方向	目標値 H26
松江城の調査研究に関する報告会・研修会の開催回数(回)	—	1	↗	2

【主要事業】

- 松江城国宝化推進事業
(松江城調査研究委員会による現地調査・史料調査、
松江城を国宝にする市民の会活動支援、懸賞制度による歴史資料の募集など)



松江城について考える市民の集い

松江市総合計画（後期基本計画）より抜粋
※松江城天守は平成27（2015）年国宝に指定された

・重要文化財松江城天守保存活用計画（平成26年3月）

重要文化財松江城天守保存活用計画は、天守の文化財としての特性を損なうことなく後世に引き継ぎ、天守が松江市の文化的、経済的発展に果たしてきた役割を高め、松江市民はもとより、市外からの来城者が松江城の価値を最大限享受できるよう、対処すべき課題を明らかにし、保存と活用に必要な事項をまとめることを目的として策定した。

天守について、保存管理、環境保全、防災、公開活用に区分して保護の課題を整理し、方針及び対策を計画としてまとめた。また、各計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令に規定されている手続きを明確にすることを基本方針とし、天守の価値の向上については、史料収集及び調査研究の進展が不可欠であり、そのための計画をまとめた。

計画は下記の6項目で構成されている。

①保存管理計画

天守の修理の経緯から保存の課題と留意点を明らかにし、部分や部位の取り扱いの方針をまとめた。また、日常的に行うべき管理行為や小修理の内容を明らかにすると共に、中長期的な対応方針をまとめた。

②環境保全計画

天守が立地する本丸について、天守の保護を図る適切な環境の創出、城跡としての歴史的風致の向上、市民の憩いの空間の創出という3つの観点から整備の方針と対策をまとめた。

③防災計画

備えるべき災害の種別として火災、地震、風害を特定し、それぞれについて保存と活用の両面から課題を整理し、防災の方針と対策をまとめた。

④公開活用計画

天守の外観及び内部の公開を促進し、展示の改善や充実を図り、天守にふさわしいイベントを開催することによって、より多くの人とその価値を享受できるよう、方針と対策をまとめた。

⑤保護に係る諸手続き

前述①～④の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他の関係法令の規定に従い、とるべき手続きを明確にした。

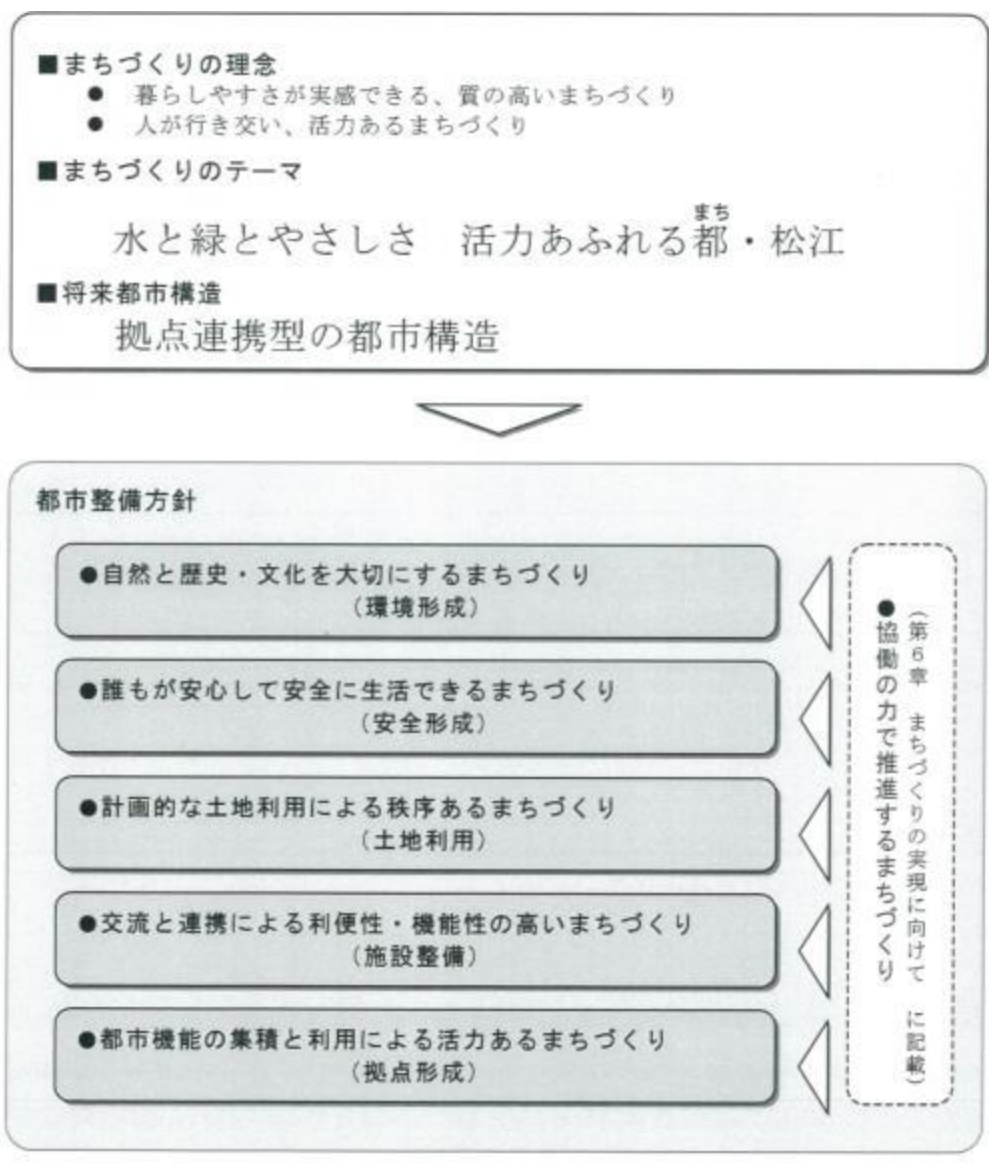
⑥史料等の管理活用計画

天守の築城や建築の変遷等に関する歴史史料を収集し、適切に整理・保管し、これを調査研究に活用し、今後の松江城の保存、活用、普及啓発に役立てる。また、古材の管理等の目録の作成やき損・小修理等の記録の情報を一元的に管理し、閲覧しやすい状態にするとともに、関係部署と情報の共有化を図る。

・松江市都市マスタープラン（平成20年3月策定）

松江市都市マスタープランの松江市全域の都市整備の方向性を示す全体構想では、松江市が山陰の中核として確たる地位を築き、さらに飛躍していくためには、都市ビジョンで示したまちづくりの根幹となる考え方を基に、拠点連携型の都市構造の構築が必要である。そのためには、市域全体について、実効性と推進力を伴った体系的な都市政策を展開することで、中核都市としての存在意義を示すことが可能となる。

自然と歴史・文化を大切にする都市環境の形成、誰もが安心して安全に生活できる基礎的条件の整備、秩序ある計画的な土地利用、交流と連携による利便性・機能性の高い施設整備、都市機能の集積と利用による活力ある拠点形成を目指し、五つの方針を示されている。



松江市都市マスタープランより抜粋

・松江市歴史的風致維持向上計画（平成 23 年 2 月策定）

松江市では、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画として、平成 22 年から 31 年度を計画期間として『松江市歴史的風致維持向上計画』を策定している。

同計画は、本市の基本構想である『松江市総合計画』に基づき、『松江市都市計画マスタープラン』、『松江市景観計画』などの既存計画との整合を図りながら、歴史文化のまちづくりを推進する具体的な計画としての役割を持つものとして位置付けられている。

計画では、国指定文化財を中心としてその他の文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も展開され、それらが一体となって松江市の風情を醸し出して良好な環境を形成している範囲で、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲として、「旧城下町エリア」「国府跡周辺エリア」「美保関エリア」「鹿島エリア」「宍道エリア」の 5 地区を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策に取り組んで行くこととしている。

旧城下町エリアの範囲は、松江城を中心として江戸時代に形成された堀割りや道筋、町割りやまちなみが今も良く残っており、寺社建築や武家屋敷、茶室などの歴史的な建造物が集中していること、伝統文化として江戸時代に盛んになった茶の湯文化が今も息づいており、伝統的な人々の活動としては城山稲荷神社の式年神幸祭であるホーランエンヤや、左吉兆行事をルーツとした鑿行列が歴史的な道筋を通して今も繰り広げられているとして、江戸時代に形成された城下町の範囲を基本として設定している。

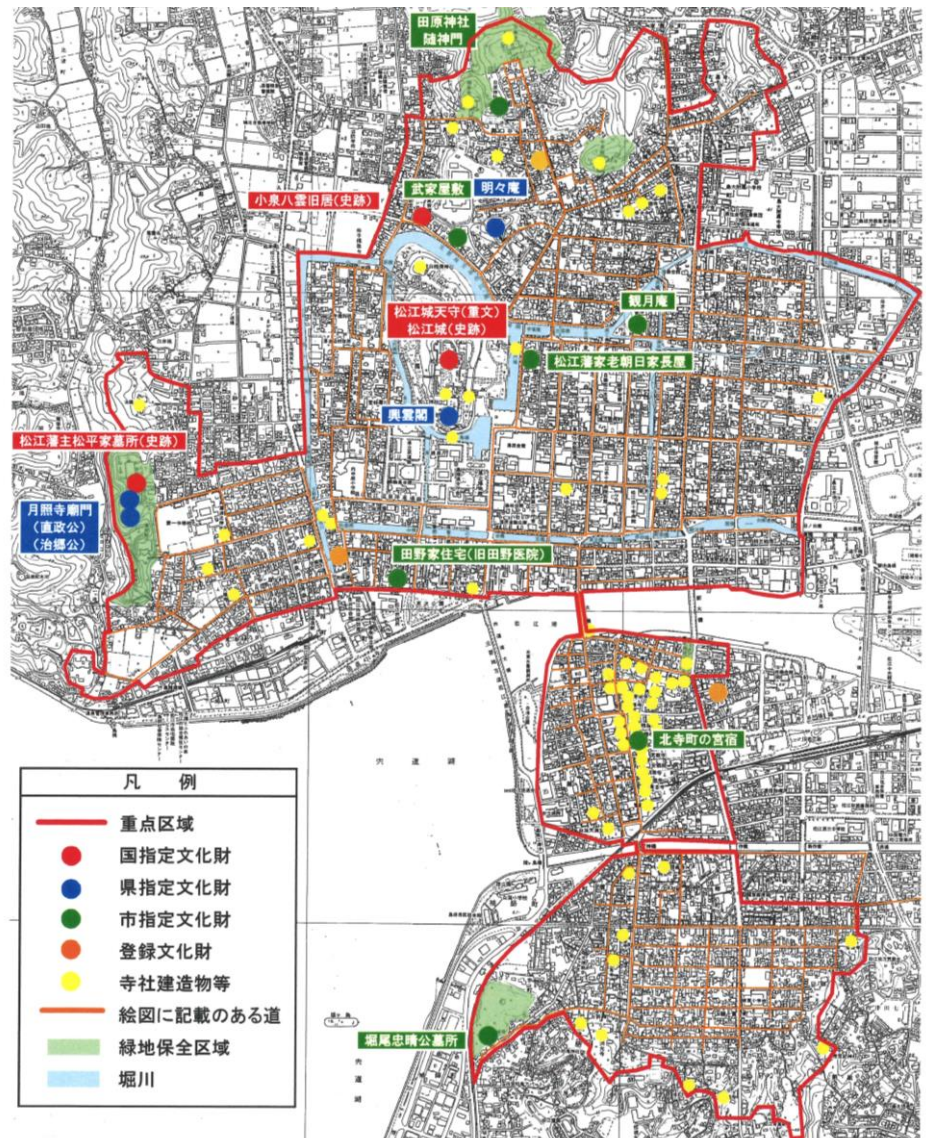


図 2-19 旧城下町エリア重点区域図

松江市歴史的風致維持向上計画より抜粋

・松江市景観計画（平成19年3月策定）

景観に関する総合的な法律である景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条第1項の規定による景観計画として、平成19年3月に『松江市景観計画』を策定した。

本計画では、松江市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定め、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を積極的に果たしながら、美しく風格ある松江固有の景観を守り（保全）、開発と保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て（創造）、市民共有の財産として後世に伝えることを目的としている。

また、松江城周辺や宍道湖周辺など重点的に景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域（伝統美観保存区域、宍道湖景観形成区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域）」として定め、よりきめ細やかな基準により規制・誘導を図っている。

松江城周辺では、伝統美観保存区域（塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区）と北堀町景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域を重点地区として定めており、建築物・工作物の高さを12m以下とする。屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とするなど、松江城などの眺望景観の保全や歴史的・伝統的な景観の保存、修景を目的とした基準を定めている。

【対象区域】 松江市全域

【届出対象行為】

建築物や工作物で高さ13m以上又は建築面積1000㎡を超えるもの、大規模な開発行為など

【景観形成基準の特徴】

景観形成上の影響が大きい大規模な建築物や工作物等の建設行為について、緩やかな規制・誘導を行います。

松江市全域に点在する特色を持った地域や展望地、道路や河川を「景観上重要な地域・展望地・道路・河川」として位置付け、それらとの調和を図りながら良好な景観を形成します。

松江城、田和山史跡公園、大塚山公園を「主要な展望地」として定め、個別の景観形成基準を設け、湖面景観や山稜に対する眺望景観の保全を図ります。

と示してある。

【景観計画のイメージ】

松江市景観計画区域

景観形成上影響が大きい大規模な建築物や工作物の建設行為などに対し、ゆるやかな規制・誘導を行う区域（松江市全域）

【景観計画重点区域】

※きめ細やかな景観形成基準を設け、重点的に景観形成を図る区域

○伝統美観保存区域

「塩見縄手地区（景観地区）、普門院外濠地区、城山内濠地区）」

松江城周辺など良好な伝統的景観（伝統美観）を有する区域

○北堀町景観形成区域 ○清光院下景観形成区域

○北殿町惣門橋通り景観形成区域

城下町の面影や歴史的風情を保全すべき区域

○宍道湖景観形成区域

宍道湖景観の保全を図るべき宍道湖周辺の区域

※景観計画に追加する区域

きめ細やかな景観形成が必要な区域が確認された場合、地元との協議等を行いながら、随時追加。

・大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）

史跡松江城の東側にあたる大手前通り地区は、松江市の文化・観光の拠点である松江城（城山公園）に隣接し、松江の文化・歴史を代表する地区である。概ね米子川より西の地区は、島根県庁、県民会館、医療施設等公共施設が集積しており、都市拠点機能を併せ持つ松江の都市政策上非常に重要な地区であり、米子川より東の地区は、木造住宅を主体とした昔ながらの風情を残す閑静な住宅地があるとともに幹線沿いの商店街として賑わった地区でもある。

現在、当地区では松江市街地及び周辺の円滑な都市交通環境を実現するため、内環状道路の一部として都市計画道路城山北公園線の整備が進行中である。

この幹線道路整備に併せて、沿道地区における周辺の街並みと調和した活気あるまちづくりを行うことにより、中心市街地の活性化、居住・交流人口の拡大及び、良好な都市環境の形成を図ることを目標として地区計画がつけられている。

松江城の堀に面した北殿西地区では、建築することができる建築物は、①建築基準法別表第二(ハ)項に掲げる建築物に限定し、高さの限度は12m、建築物等の形態・意匠についても制限を設けている。

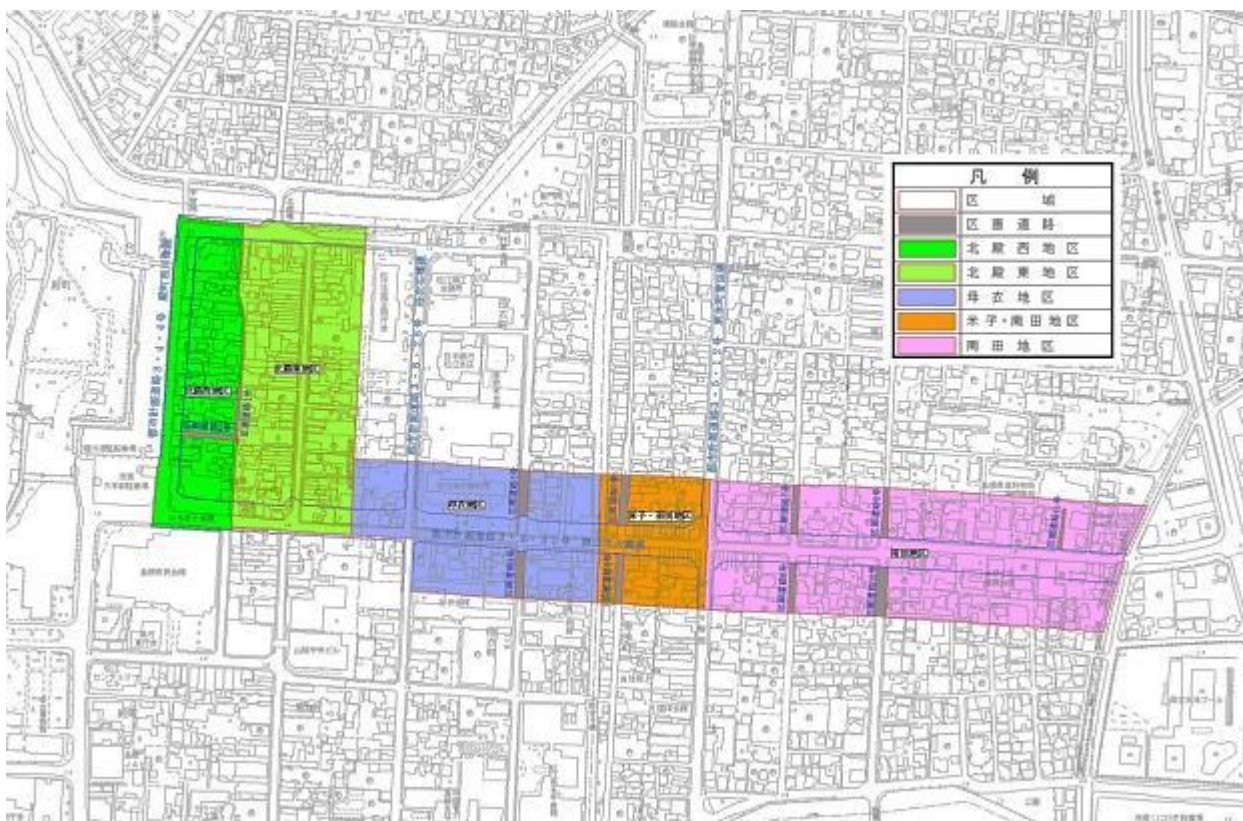


図 2-20 大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）より抜粋

iv) 土地利用に関する制限

史跡周辺の一部の区域においては、都市計画法における用途地域による土地利用規制のほかに、城下町風情の保全、醸成、継承や良好な都市環境の形成を目的として、さらに上乘せとなる基準を定めている。該当する地域において建築物等の新築や改築、土地の形質の変更等を行う際には、建築基準法の確認申請だけでなく、担当部署に届出等を提出する必要がある。

以下に史跡周辺における土地利用に対して上乘せとなる制限のかかる区域とその概要をまとめる。

表 2-3 法的規制の内容と届出

根拠となる法律		都市計画法	景観法		
区域等の名称		大手前通り地区計画	伝統美観保存区域 (塩見縄手地区)	伝統美観保存区域 ① (普門院外濠地区) ② (城山内濠地区)	①北堀町景観形成区域 ②北殿町惣門橋通り景観形成区域
区域等の位置		殿町、母衣町、米子町、南田町の各一部	北堀町の一部	① 北堀町、北田町、殿町、母衣町の各一部 ② 殿町の一部	① 北堀町全域と奥谷町の一部(伝統美観保存区域を除く) ② 殿町の一部
届出が必要な行為 (抜粋)		・建築物の建築 ・工作物の建設 ・建築物、工作物の形態・意匠の変更 ・土地区画形質の変更	・建築物・工作物の新築、改築、外観の変更を伴う修繕 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採	(左のうち、一定規模を超えるもの)	
建築物等の制限に関する事項 (要約・抜粋)	高さ	・高さ 12m (一部の地区は 20m) 以下とする。	高さ 12m以下、かつ、3 階建て以下とする。		
	屋根・瓦	・勾配屋根を原則とし、黒や灰色の日本瓦、金属板葺き等とする。 (米子町以东は制限なし)	・勾配屋根とし、黒色系和瓦とする。	・勾配屋根を原則とする。 ①和瓦や同程度の素材感のものとする。 ②黒色系和瓦を基本とする。	①勾配屋根とするよう努め、黒色系和瓦を基本とする。 ②勾配屋根を原則とし、黒色系の和瓦を基調とする。
	壁面	・落ち着いたきのある色彩とする。	・白漆喰塗又は板張りとする。 ・門、塀及び長屋門は壁面位置を揃え、連続性を保つ。	・落ち着いたきのある色彩とする。	① 落ち着いたきのある色彩とする。 ② 黒、白、低彩度・低明度の茶系統を基調とする。
届出先		松江市都市政策課	松江市まちづくり文化財課		
リンク先		http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/toshikeikaku/toshikeika_kugaiyou/chikukeikaku/chikukeikaku_todoke.html	http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/keikankokoku/keikantodokekijun/todokedenagare.html		

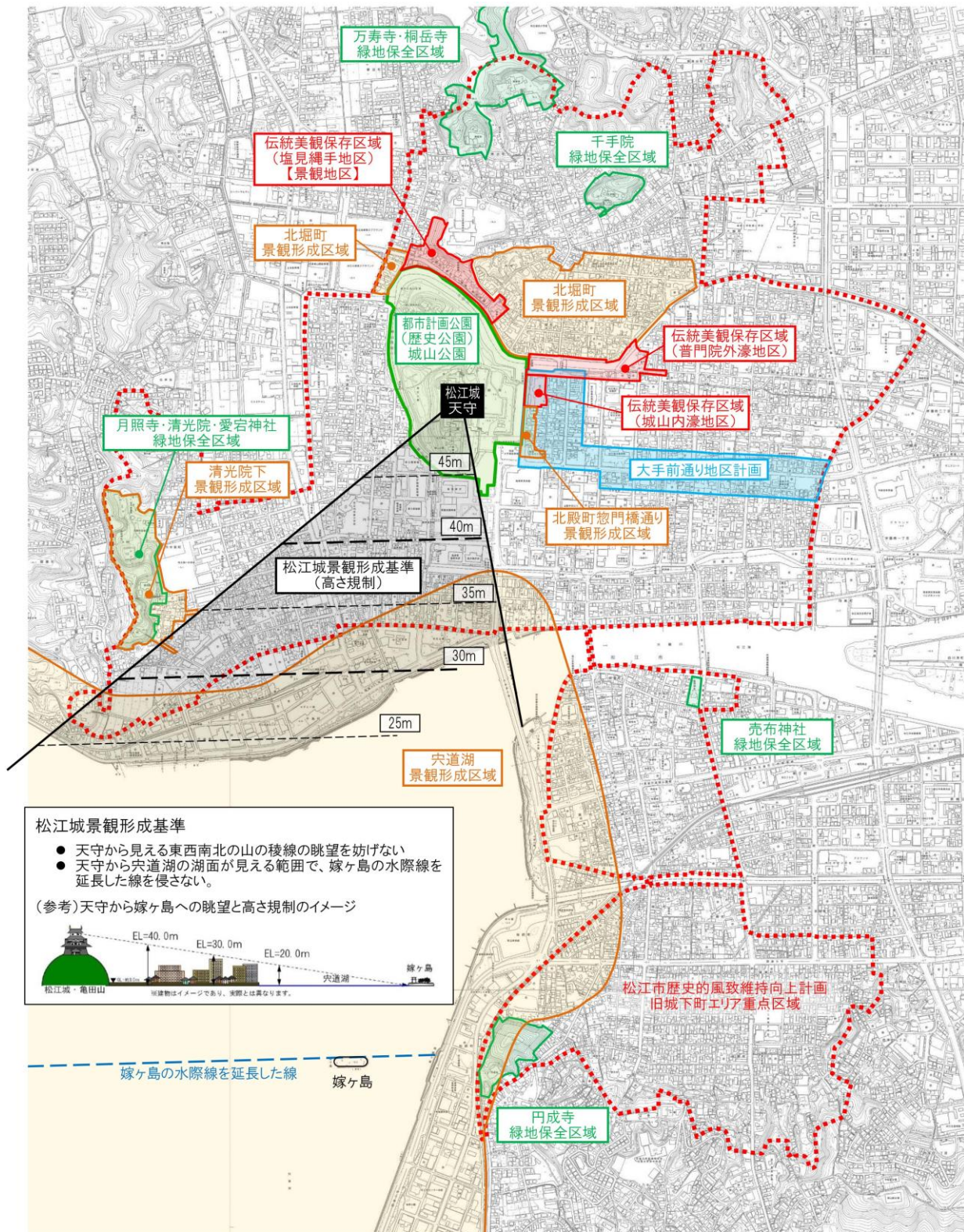


図 2-21 指定地周辺の土地利用に関する制限区域図

松江市歴史的風致維持向上計画・松江市景観計画・松江の都市計画から転写

(4) 土地所有及び土地利用状況

史跡松江城内には、明治期から個人所有の宅地や店舗として使用している茶店等の借地、公共施設として無償貸与地が所在していたが、それらのうち、個人所有地の多くは、松平氏が買い戻し等を行って、再び松平氏の所有となった。松平氏は、それらの土地を昭和2(1927)年～3(1928)年にかけて松江市や松江神社、城山稲荷神社に寄付を行ったが、内堀内の北側には多くの神社有地や個人所有地が残ることになった。

松江市がこれらの民有地の最初の買い上げを行ったのは、昭和12(1937)年で、4筆(425-1、427、428、428-1)約882㎡である。その後の買い上げは、昭和50(1975)年で、6筆(434-1、-2、-3、435、436、437)792㎡である。それ以降、平成3(1991)年度～10(1998)年度まで、断続的に買い上げを実施し、6年間で約14,944㎡を公有地化した。しかし、これらの買い上げは、整備等の必要に応じたもので、決して計画的な買い上げではなかった。

松江市では近年、高齢化による都市の空洞化が進んでいるが、この空洞化は城山内にもいえる問題で、空き地や廃屋は史跡松江城の景観に悪影響を及ぼすばかりでなく、放置すれば大規模な集合住宅の建設という事態を引き起こし、その結果、取り返しのつかない景観破壊に繋がること が想定されていた。そのため松江市は平成22(2010)年度に条件の整ったところから、随時買い上げていくことや、史跡景観を保護するため、史跡指定地の土地の固定資産税の課税免除を条例化するなど、指定地の拡大を促進することとした。

その結果、未指定地は、城山地内の市道城山線、城山稲荷神社及び松江神社所有地を除く、一部の個人所有地を残すのみとなった。今後は、すべての未指定地の史跡指定を目指すとともに、神社有地を除く民有地についても、条件が整った土地について公有化を図っていく。

地目は、松江市有地の多くは公園で、雑種地、道路、原野、山林、畑、井溝などがあり、神社有地は境内、原野、山林、民有地は宅地、山林、畑である。

表2-4 史跡松江城土地所有状況及び指定面積一覧

平成27年9月18日作成 (単位:㎡)						
	市有地	神社有地			民有地	合計
		松江神社	松江稲荷神社	松江護国神社		
指定地	188,861.57	4,447.00	0.00	7,699.00	3,626.03	204,633.60
		(指定)神社有地 合計 12,146.00				
未指定地	2,614.00	1,965.73	6,223.00	0.00	2,026.92	12,829.65
	市道城山線面積	(未指定)神社有地 合計 8,188.73				
合計面積	191,475.57	6,412.73	6,223.00	7,699.00	6,007.33	217,817.63
		神社有地 合計 20,334.73				

※それぞれの合計面積は、登記簿の調査を基にしているため、今後の実測によっては変動もある。



図 2-22 土地所有状況図

(5) 史跡内の指定文化財建造物等

史跡地内の文化財建造物としては国宝松江城天守がある。本丸に位置する一ノ門及び一ノ門東側多聞は天守と一体となって歴史的風致を構成している建造物であるが、一ノ門は、昭和 30(1955)～31(1956)年度に国庫補助を得て、消防設備の保管施設及び警備員用施設として復元風に建てられた。復元建造物であり文化財指定建造物ではない。また、それに連結する多聞は、昭和 35(1960)年に市制施行 70 周年記念事業として、松江城の古材を再活用して建てられた建物であり、指定建造物ではない。

このほか、二之丸にある興雲閣が島根県指定有形文化財に指定され、歴史的風致形成建造物となっている。

i) 松江城天守

①松江城天守の築城

関ヶ原の戦いで戦功のあった堀尾吉晴・忠氏父子が、慶長 5(1600)年に雲州・隠岐両国の太守として遠州より雲州富田に入封したその後、居城の地として松江を選び、慶長 12(1607)年から同 16(1611)年の 5 年をかけて亀田山に松江城を築造した。

しかし、堀尾氏は、嫡子が無く三代で改易となったため、寛永 11(1634)年、若狭国小浜から京極忠高が入部した。しかし、京極忠高氏も僅か 3 年で病死し、嫡子が無かったため一代の短い治世に終わる。

その後、寛永 15(1638)年に松平直政が信州から雲州に移封されて松江に入封し、以後十代にわたって 234 年間、松平氏の居城として使用された。現在見る三之丸を含む松江城の全容は、堀尾氏の築城に始まり、京極氏に引き継がれ、松平氏の時代に整ったものである。

明治 2(1869)年、松江城は、版籍奉還と同時に陸軍省の所管となった。明治 4(1871)年の廃藩置県に伴い、明治 6(1873)年に陸軍省及び大蔵省により「廃城令」が公布されると、明治 8(1875)年には天守を除く全ての建造物が 4～5 円で払い下げられ撤去された。天守も売却が予定され、180 円で落札されたが、旧藩士や豪農が同額を納めて買い戻し、現地で保存されることとなった。

明治 22(1889)年には、島根県知事・籠手田安定により「松江城天守閣景観維持会」が設立された。また、明治 23(1890)年に、松平氏は三之丸を除く城内一円を市民の公園として活用する目的で国から買い戻した。その後、明治 25(1892)年には初代松江市長福岡世徳らにより「千鳥城天守閣修繕計画」が公表され、それに基づき明治 27(1894)年、天守の大修理が実施された。これらに要した経費 2,500 円は、すべて寄付で賄われている。

②文化財としての価値

松江城(千鳥城)は、日本に現存する城郭天守 12 棟のうちの 1 棟である。天守は附櫓を加えた複合式天守で、4 重 5 階であるが、2 重の櫓の上に 2 重の望楼をのせた形式である(望楼型天守)。石落しなど実戦本位で安定感のある武骨な体裁を成している。慶長期の築城で、また、松江城の建造物として唯一のものであり、旧状もよく残り、日本の城郭建築の変遷を知る上で貴重な建築資料とされる。

昭和 10 年 5 月の国宝指定にあたっては、次のような説明がなされている。

「松江城ハ堀尾吉晴の築キシ所ニシテ慶長十二年起工慶長十六年功ヲ竣ヘタ其天守ハ慶長十五年落成セシモノニシテ本城現存唯一ノ遺構デアル五層天守ニシテ(屋根四層)形態莊重頗ル安定

ノ観を呈シテイル」

③構造及び規模

4重5階天守、地下1階付、本瓦葺、南面附櫓、1重、本瓦葺

松江城天守は、本丸北東部に南に面して建つ。天守台の上に、本瓦葺屋根を4層に重ね、内部を5階に区切る4重5階の構造をのせ、天守台には地階を設ける。地階正面中央部には1重1階の附櫓が接続する。

④主な建築的特徴

天守は、昭和の修理で寛永期の資料に基づき旧状がほぼ整えられ、慶長期に建築された天守の一例として、次のような特徴を伝えている。

【石垣】 自然石を主とし、一部に割石を交えて、2寸前後の勾配でほぼ直線状に積み上げている。出隅は直方体状の石を長短交互に積む。天守台石垣と附櫓台石垣の形式は天守台と同じであるが、両者の石垣は別個に築かれており、繋がりはない。

【屋根】 初層を四方葺き降ろしとし、2層を南北棟の入母屋造とする二重の櫓の上に、同様の屋根形式の二重の望楼をのせ、全体で4重の外観を成す。2重の屋根南北面には入母屋屋根の張出しをのせ、附櫓も南に妻面を向ける入母屋屋根となる。このように、千鳥が羽を広げたような破風が外観を特徴づけていることから、千鳥城の通称でも親しまれてきた。屋根の鯨は木彫銅板張りである。

【外壁】 初重及び2重の全面並びに3重及び4重の腰壁を黒塗りの下見板張りとする。望楼となっている4重(5階)は、四周各間を腰窓とし、各面に一本敷の雨戸を建て込み、手摺を廻らす。

【構造】 4階までの側周りや母屋周りには、1～2階、3～4階の通し柱を配し、中央部には地～1階、2～3階、4～5階の通し柱を配しており、二層を貫く通し柱を交互に建てる構造を見せる。この構造がこの天守の大きな構造上の特色である。

また、5階の側柱筋を4階の柱が直接支えていないという独特な柱配置は、それだけで見れば構造上の弱点とも受け止められがちであるが、熊本城宇土櫓、丸亀城天守、宇和島城天守、姫路城大天守等と比較すると、木材調達に関わる当時の社会的背景の中で、天守という特別な構造を組み立てるために成された工夫の軌跡を表す一例と捉えることが可能とされる

4～5階の通し柱は、1尺角の4階部分に対して5階部分を細く削って7寸角としている。この理由は明らかではないが、住宅風の意匠や眺望等を意識したとも考えられる。

【内装】 床は板張りとする。天井は張らずに上階の根太天井を現し、5階は小屋裏を現す。内壁は漆喰塗りの真壁とし、側柱を露出させて貫は塗り籠める。内側に立つ柱には包板を施し、内部の体裁が整えられている。

【装置】 2階の四隅と東、西、北側外壁中央部に石落しがり取り付け、狭間は、5階以外の全ての階に設置されている。また、塩蔵の間と呼ばれる地階は、籠城用生活物資の貯蔵倉庫とされ、中央部には井戸が置かれるなど、実戦的な設えを見せる。

なお、昭和の修理では便所や人質蔵等、この点に関係する要素の復元が見送られており、調査研究の進展により、建築的特徴をより良く表現できる可能性が残されている。このように実戦的な設えを持つ天守は、軍事施設としての機能を重視しており、このこ

とから「関ヶ原の戦」以降、決して徳川の政権が安定した状態ではなかったことを知ることができる。また、この天守の防御的な構造は、松江城全体の石垣や各曲輪の配置などの縄張りや城下町の構造に共通しており、このことから築城と城下町が一連の一貫した設計プランで進められたと考えることができる。

ii) 興雲閣

・指定年月日

昭和 44 (1969) 年 2 月 18 日 島根県指定有形文化財

平成 23 (2011) 年 7 月 20 日 歴史的風致形成建造物

①興雲閣の建設と変遷

興雲閣は、松江市が松江市工芸品陳列所として建てた建物で、明治 35 (1902) 年 12 月に着工し、翌 36 (1903) 年に完成した。当初、明治天皇の巡幸を願い、行在所に使用する目的でつくられたため、装飾、彫刻を多く用いた華麗な仕上げとなっている。

設計は、島根県庁の技術者が松江市の委嘱を受けて行い、当時の島根県土木建築関係部署には、島根県が雇用した最初の土木技師である久松龍吉、工芸品陳列所の工事監督をした松村団次などがいたことがわかっているが、設計者は判明していない。

工事は入札によって松江市寺町の和泉利三郎（和泉組）が落札し、工事費は 13,489 円 35 銭 6 厘、このうちの 1,800 円余りが市民からの寄付によって賄われた。

明治 40 (1907) 年 5 月の山陰道行啓の内に伴い、工芸品陳列所を行啓の御旅館としてふさわしい建物とするための改修工事と、松江城の大手前から工芸品陳列所まで馬車で行くための道路を取り付ける工事が行われた。皇太子は 5 月 22 日から 25 日まで二階の南隅の部屋で宿泊し、御旅館としての設備は 6 月までに撤去された。

行啓後、旧松江藩主家の当主である松平直亮により興雲閣と命名され、各種の会合や展覧会の会場、迎賓館としての役割を果たすようになる。明治 45 (1912) 年に松江城山一帯で開催された「山陰鉄道連絡記念 物産共進会」の際には美術会場に充てるために階段室を増築して二階を大広間とするための工事が行われ、現在の興雲閣の形ができあがった。

その後の興雲閣は、松江市の公的な歓迎所となり、昭和 48 (1973) 年 11 月 3 日からは「松江郷土館」を設置・活用してきたが、平成 23 (2011) 年 3 月に閉館し、新たな活用のため平成 25 (2013) 年度から 27 (2015) 年度にかけて保存修理工事と耐震補強を行った。

②文化財としての価値

竣工時の松江市工芸品陳列所は、現在の興雲閣と異なり背面に階段室がなく、階段は建物の中に取り込まれていた。また、二階は南隅の三部屋と玄関上以外に 7 つの部屋に分かれていた。下見板を張りベランダを巡らせた洋風の外観や洋式トラス構造を採用しながら随所に和風の意匠を取り入れており、全国的にみると明治 20 (1887) 年頃には造られなくなっていった擬洋風建築の最晩年の建物として建築史上価値のある建物である。

③構造及び規模

木造、二階建、正面玄関ポーチ、背面階段室、渡り廊下、便所付、棧瓦葺

面積 延床面積 772.65 m² (内エレベーター部分 18.90 m²)

建築面積 598.93 m² (内エレベーター部分 14.53 m²)

(6) 調査と保存等の経過

i) 発掘調査

史跡地内の調査としては、昭和40年代より遺構の確認及び保存、さらに復元や環境整備に必要な情報を得るための発掘調査が行われてきた。また、民有地や神社有地内での建物増築や工作物の移転等に際しても遺構確認調査が実施されている。

これに加えて、石垣の総合調査、石垣構造調査、刻印・墨書の調査等が行われ、平成27年度まで実施されている石垣の総合調査の結果に基づき、保存のために必要な修理、整備事業が今後も計画されている。

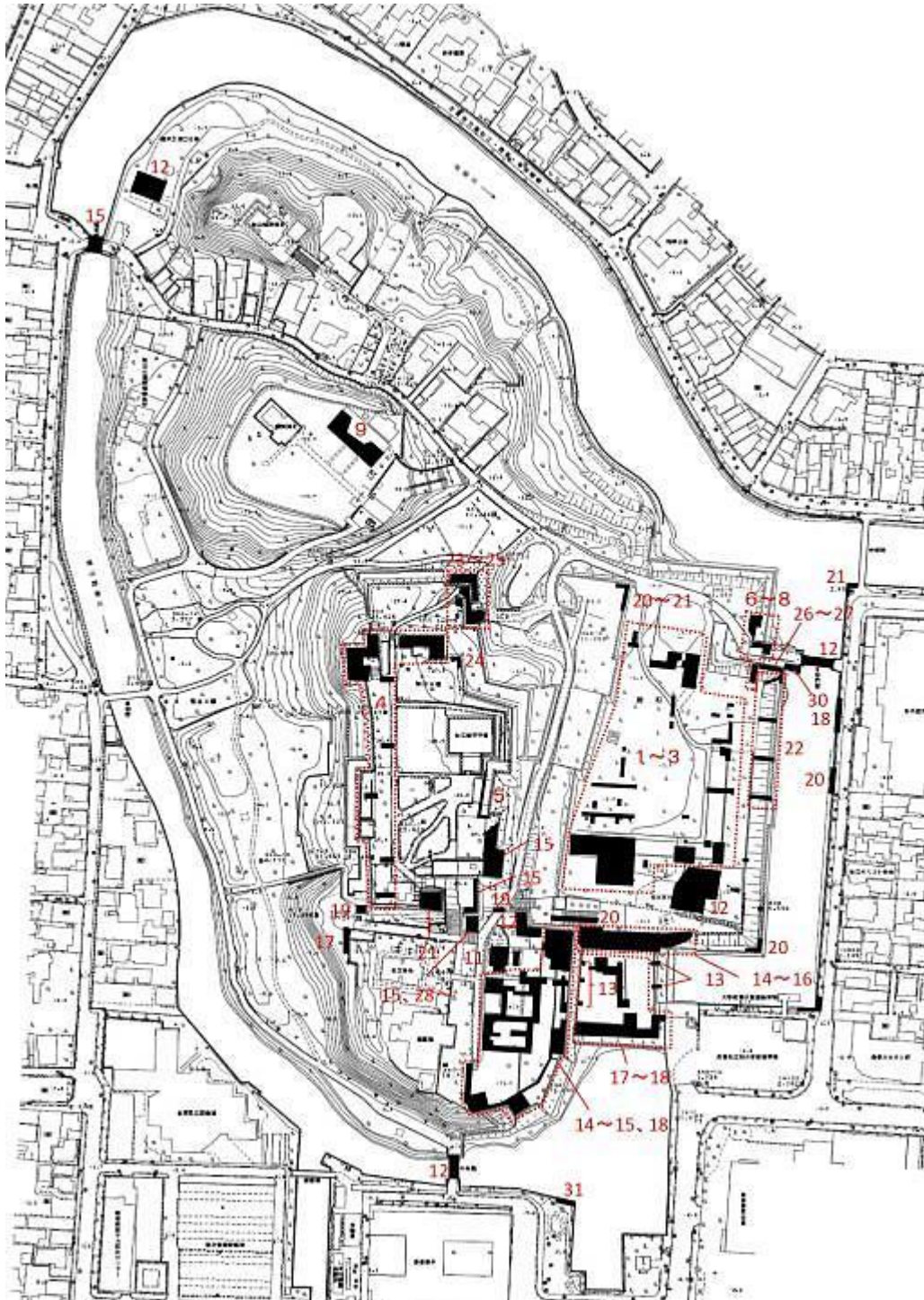


図 2-23 発掘調査位置図

表 2-5 発掘調査履歴

番号	年 度	事業区分	事業箇所	内 容
1	昭和 47 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段米蔵遺構（第 1 次）米蔵基壇の遺構確認
2	昭和 48 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段米蔵遺構（第 2 次）米蔵遺構南半分を全面発掘調査
3	昭和 49 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段米蔵遺構（第 3 次）米蔵遺構南側全面発掘調査。米蔵基壇、源蔵居所荻田屋敷建物基礎、排水溝を検出
4	昭和 53 年	発掘調査	本丸地区	乾ノ角櫓跡と周辺、北ノ門跡、多門跡の発掘調査
5	昭和 54 年	発掘調査	本丸地区	天守南東多門跡、武具櫓跡の発掘調査
6	昭和 56 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	脇虎口ノ門跡 門跡南側の調査
7	昭和 59 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	脇虎口ノ門跡 礎石 9 箇所、雨落溝 2 箇所を検出
8	昭和 60 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	脇虎口ノ門跡 門跡南側取付石垣、土居の調査
9	昭和 61 年	発掘調査	北之丸地区	上御殿の一部を発掘調査。掘立柱建物跡 1 棟、小鍛冶遺構 1、土壇 1 を検出
10	平成 3 年	石垣調査		史跡松江城石垣調査委員会の開催
11	平成 4 年	発掘調査	二之丸地区	番所跡の発掘調査。石列 1、廁跡 1、かわらけ溜りなどを検出
12	平成 5 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	御破損方、寺社修理方跡の発掘調査。礎石建物跡 2 棟、排水溝 4 箇所を検出
			眼鏡橋 城山稲荷神社地区	北惣門橋の調査。江戸期の橋脚、橋の横木を検出 足輕屋敷跡の調査。礎石建物跡 1 棟、雨落溝 1 石列 1 を検出
			千鳥橋 二之丸地区 二之丸下ノ段地区	千鳥橋の調査。江戸期の橋脚、橋の横木を検出 御門東之櫓、定番所跡の調査。礎石数ヶ所を検出 大手門跡の調査。礎石の一部を確認
13	平成 6 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	大手門跡試掘調査 馬溜周囲の石垣根石調査
14	平成 7 年	発掘調査	二之丸地区 二之丸下ノ段地区	南櫓跡、中櫓跡、太鼓櫓跡、南口門跡の全面発掘調査 大手門跡西側取付石垣の一部解体調査
15	平成 8 年	発掘調査	本丸地区 二之丸地区 二ノ丸下ノ段地区 後曲輪地区	武具櫓跡、一之門跡前、二之門跡脇 太鼓櫓跡周辺の追加調査 井戸跡発掘調査、大手門跡西側取付石垣および二之丸高石垣の解体に伴う石垣構造調査 稲荷橋架替計画に伴い、江戸時代の護岸及び稲荷橋の基礎構造を確認するための発掘調査
16	平成 9 年	発掘調査	二ノ丸下ノ段地区	大手門跡東側取付石垣の解体に伴う石垣構造調査
17	平成 10 年	発掘調査	二之丸地区 二之丸下ノ段地区	二之丸西側虎口石垣の解体に伴う石垣構造調査 馬溜地区整備に伴う遺構調査
18	平成 11 年	発掘調査	二之丸下ノ段地区 二之丸地区	馬溜地区整備に伴う遺構調査 二之丸御殿跡の発掘調査

番号	年 度	事業区分	事業個所	内 容
19	平成12年	発掘調査 報告書作成	二之丸地区	二之丸西之門跡発掘調査、三之門跡発掘調査 「史跡松江城整備事業報告書」作成
20	平成13年	発掘調査	二之丸下ノ段地区 中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	二之丸下ノ段石段修理に伴う発掘調査 二之丸下ノ段南東角堀石垣の解体に伴う石垣構造調査 中曲輪北東角石垣の解体に伴う石垣構造調査 城山東内堀石垣の解体に伴う石垣構造調査
21	平成14年	発掘調査	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	弓櫓下石垣の解体に伴う石垣構造調査 中曲輪北東角石垣の解体に伴う石垣構造調査 東内堀石垣の解体に伴う石垣構造調査
22	平成15年	発掘調査	本丸地区 二之丸下ノ段地区	武具櫓石垣の解体に伴う石垣構造調査 二之丸下ノ段東側堀石垣遺構調査
23	平成16年	発掘調査	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区	武具櫓石垣の解体に伴う石垣構造調査 水ノ手門跡遺構調査
24	平成17年	発掘調査	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区	本丸北東角石垣の解体に伴う石垣構造調査 水ノ手門跡周辺石垣の解体に伴う石垣構造調査
25	平成18年	発掘調査	中曲輪・腰曲輪地区	水ノ手門跡周辺石垣の解体に伴う石垣構造調査
26	平成19年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣の解体に伴う石垣構造調査
27	平成20年	発掘調査	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣の解体に伴う石垣構造調査
28	平成21年	発掘調査	本丸地区	二之門北側石垣・本丸弓櫓下石垣の発掘調査
29	平成22年	発掘調査	本丸地区	二之門北側石垣修理の解体に伴う発掘調査
30	平成23年	発掘調査	入口地区	北惣門橋西詰南側石垣の解体に伴う石垣構造調査
31	平成24年	発掘調査 石垣調査	三之丸地区	平成23年7月7日に雨のため崩落した三之丸北東角 石垣構造調査等の発掘調査 石垣総合調査（1年目）
32	平成25年	石垣調査		石垣総合調査（2年目）
33	平成26年	石垣調査		石垣総合調査（3年目）
34	平成27年	石垣調査		石垣総合調査（4年目）

ii) 現状変更

現状変更は指定となった、昭和9（1934）年以降の調査、整備、開発行為等の土地形質の変更等に係わる行為について随時提出されている。このうち、史跡松江城に特に重要な影響を及ぼしたもののについて下表に示す。

表 2-6 現状変更の履歴

年月日	概 要	備 考
昭和12年度	S13に城山で開催する神国大博覧会に先立ち、大手前広場の道路撤去及び堀の一部堀立の申請 馬洗池から松江神社付近まで自動車道として拡幅の申請 神国大博覧会開催のため、現大手前駐車場凹部を埋立て、終了後は復旧することを申請 S12.4.1 起工 S12.7.31 竣工予定 天守と興雲閣火災予防のため、消防用自動車通路の設置を申請 S12.6.10 起工 S12.8.31 竣工予定	復旧には多額の経費が掛かるとして、知事に願い、現在まで埋立のまま 申請はすべて即日許可

昭和 13 年度	島根県招魂社(後の護国神社)の建設	事後申請
昭和 14 年度	直政公御手植の松損傷報告	
昭和 26 年度	史跡松江城整備に伴う現状変更申請※1 市民の体位向上を図るため休養、運動、散策等時代に適合した施設整備 (イ)テニスコートと児童遊園地の整備 (ロ)大手前の埋立 (ハ)散策道の整備 (ニ)バレーボールコート整備 (ホ)逍遙道路の建設 (ヘ)梅桃林の整備 (ト)小泉八雲旧居前の埋立	※1 この申請は S26 に提出されたが、当時の図面や保護委員会の現地視察で、撤去が勧告されたものもあることから現状は既に完工していたと考えられる 昭和 26 年 10 月 15 日～16 日、(イ)(ロ)(ニ)及び史跡内の武徳殿、図書館、職員会館等の史跡と無関係の建物は、文化財保護委員会現地指導により撤去の勧告があった
昭和 30 年度	松江城竣工に伴い古材有効活用のため、古材記念館建設について申請	寄付金が集まらずに事業は中止
昭和 32 年度	本丸内の木造公衆便所の鉄筋コンクリート造への改築と移転。	平成 5 年に撤去
昭和 37 年度	稲荷橋の架替え工事申請（木造から鉄筋コンクリート製に） 本丸下茶店から出火したため松江市から移転勧告を受ける。 （大正 5 年にも同茶店から失火） 松江護国神社道標設置	
昭和 38 年度	「岡崎運兵衛翁胸像」の復元を申請 史跡松江城内公衆便所増改築に関わる現状変更申請	胸像復元は不許可
昭和 39 年度	二之丸下ノ段について、既存トイレの撤去と規模を大きくしたトイレの新設 住宅新築 3 軒※2	※2 条件付き許可
昭和 40 年度	「松江いいだろう会」からサクラ 200 本の寄贈と記念碑の設置申請	
昭和 42 年度	本丸の防水タンクの配水変更 松江神社内建造物等の移設 【史跡松江城総合整備計画に基づく整備】 二之丸大手入口石垣、本丸、二之丸 説明板 1 基、標識柱 20 基を整備 二之丸 広場芝付、標識柱 5 基を整備 内堀東側石垣、二之丸石垣、本丸入口茶店 2 軒移転、大手入口馬溜芝付	
昭和 43 年度	市道城山線全線の舗装	
昭和 45 年度	椿谷地区「電気発祥の地」記念標識・照明設備（水銀灯 1 基）設置	
昭和 48 年～ 昭和 51 年度	馬洗池～北門石垣下側溝をコンクリート側溝に替える、ヒュームパイプの埋設 本丸天守裏に玉石側溝設置（総延長 28.8m） 【環境整備事業の一環として公園整備】 事前発掘調査（米蔵等の遺構確認と復元整備のため） 排水溝、芝張り、植樹、園路工事、給水工事、照明設備工事等 馬溜地区 割栗石側溝等排水施設設置（総延長 48m） 二之丸松江神社前、既設来待石製側溝の撤去新設。	許可条件：側溝は自然石を用いること
昭和 48 年～ 昭和 51 年度	割栗石側溝工事 47m 復元整備のための発掘調査（米蔵 2 棟、屋敷跡 2 棟） 本丸北半部 流土防止の盛土（803.4 m ³ 、平均 15cm の盛土・芝張） 祈禱櫓・武具櫓下にコンクリート排水溝設置（延長 65.5m）	
昭和 52 年度	【二之丸下ノ段環境整備】 買上民有地の整備（盛土・張芝、排水施設の整備）護国神社敷地内に「義勇軍慰霊碑」、「母の像」建立	
昭和 53 年度	【本丸（西側）環境整備】 流土防止の盛土（約 20cm）・芝張、木製ベンチ 10 脚設置	

昭和 55 年度	【二之丸下ノ段環境整備】 二之丸下ノ段便所改築（水洗）、大手前汚水幹線～公衆便所までの下水管・マンホール等埋設	
昭和 58 年度	【二之丸下ノ段環境整備】 本丸（階段）下 入場料金徴収所の新設 内堀斜面の原状修復（石垣の侵食崩壊、流出） 公園機材庫及び作業員休憩所増改築	
昭和 59 年度	市道城山線民家の下水道管布設・マンホール設置	
昭和 60 年度	千鳥橋西側石垣（県庁側）の原形復旧 護国神社社務所・参集殿等改築、事前発掘調査とその結果に基づく設計変更	
昭和 63 年度	護国神社 本殿向拝拡張、参道整備 護国神社 上下水道管布設工事（塩ビ管・コンクリート桝の埋設） 県道松江鹿島美保関線の道路用地、道路整備 歩道用転落防止柵（既存フェンスを撤去し、軽量擬木柵を設置）	水道管布設工事は昭和 62 年 5 月 11 日付けで文化庁許可済
平成 4 年度	【整備のための発掘調査】 足軽屋敷跡、舟着門跡、二之丸番所跡、興雲閣裏の台所付近	
平成 5 年度	【整備のための発掘調査】 二之丸下ノ段南東部 破損方、寺社修理方遺構と規模確認（400 m ² ） 北惣門橋 江戸期の木橋復原のための発掘調査、眼鏡橋の撤去、仮橋の設置 千鳥橋 木橋として架替、事前発掘調査 稲荷橋 修景を基本として改修 本丸・二之丸・二之丸下ノ段の仮設公衆便所 3 箇所の撤去 松江城保存修理事業（石垣修理） 茶店撤去（1 軒）、御門東ノ櫓・定御番所跡の発掘調査、公衆便所の設置（2 軒） 櫓遺構整備（中櫓） 茶店撤去（1 軒）、盛土整地・防護柵を設置 「搦手之虎口広場」整備の基礎資料とするための発掘調査 遺構整備（武者溜及び瓦堀） 茶店撤去（1 軒）、盛土整地・防護柵を設置 北惣門橋の復原（発掘調査により橋脚位置・本数・橋台取付部付近判明）	
平成 6 年度	二之丸石垣修理のため、石垣上にある茶店を撤去し、管理保全のため盛土整地及び防護柵を設置する。 【松江城公園周辺整備事業】 広場及び散策路を整備 搦手之虎口広場・鎮守の森散策路・稲荷広場・休憩広場整備 稲荷広場整備予定地（足軽屋敷跡）発掘調査 史跡散策者の便益性を考慮し、休憩施設を建築 史跡地内 32 箇所に説明板等を設置 【松江城保存修理事業】 遺構確認の発掘調査 馬溜地区、大手門跡、太鼓櫓跡 椿谷会館の撤去 堀川の底泥を浚渫 松江神社社殿修復 排水施設・防犯照明設備設置	
平成 7 年度	二之丸南口門跡・南櫓跡・中櫓跡・太鼓櫓跡周辺、大手門西側取付石垣の発掘調査 内堀石積護岸 崩壊のため原形復旧（塩見畷・田部美術館前） 内堀石垣根入部調査（市道図書館西通線新橋周辺区域、遊歩道整備） 二之丸のラジオ塔を灘町に移設	

年月日	概 要	備 考
平成 8 年度	本丸の入場券発売所撤去、管理事務所増改築、天守内の詰所兼検札所の移設、多聞櫓内の休憩室整備 椿谷落下防止の杭設置 【椿谷地区整備】 園路の改修、植栽整備、四阿設置（後曲輪 2 軒・千鳥橋広場 1 軒・外曲輪北側入口 1 軒）、防犯灯・案内板・案内柱設置 外曲輪北側入口の民有家屋の撤去、既存電柱の撤去（10 本） 【内堀周辺の遊歩道整備】 稲荷橋架替計画に伴う発掘調査	
平成 9 年度	【松江城建造物復元工事】 南櫓・中櫓・太鼓櫓・塀の復元 【内堀の護岸整備等】 西側内堀 稲荷橋架替（江戸時代の橋位置・橋長を踏襲）、石積護岸整備、天然護岸整備（145m）、連杭打設 焼却炉の撤去（二之丸上ノ段西ノ門跡地付近、椿谷）	
平成 10 年度	堀川遊覧船の乗降場（浮棧橋構造）設置 本丸北門改修 内堀 崩壊した護岸石積・石段の修復、堀川浚渫 【内堀の護岸整備等】（亀田橋から北へ 105m の区間）	
平成 11 年度	二之丸地区発掘調査（トレンチ 11 箇所） 【椿谷（外曲輪・後曲輪地区）～護国神社入口付近約 150m の園路・修景施設整備】 真砂土舗装、玉砂利敷設、自然石縁石工、排水溝（来待石・石積水路）設置、竹垣設置、整地・張芝、植栽整備 【内堀の石積護岸整備】 新橋周辺護岸（68.0m） 新橋～稲荷橋間と新橋 北側（90m） 県立図書館対岸～稲荷橋（439m） 市道城山線道路整備工事（500m 区間） 【二之丸地区整備工事】 遺構・敷地・植栽・施設整備 【馬溜地区整備工事】	
平成 12 年度	本丸に仮事務所（据置型）1 棟設置（設置面積 9.74 ㎡） 設置期間は将来の事務所改築時まで	当初、建築面積 19.55 ㎡だったが、20 ㎡超は掘削の必要があり、建築面積を縮小した
平成 13 年度	【二之丸下ノ段～二之丸通路（石段部分を含）電線地下埋設】 事前発掘調査（38 ㎡）、電柱移設、ハンドホール設置 椿谷地区梅林の樹勢回復 土壌改良剤と DO パイプ（酸素管）埋設（約 1600 ㎡）	
平成 14 年度	【市道城山線沿い整備】 休憩所設置、景観舗装等 【石垣災害復旧】鳥取県西部地震 本丸弓櫓下石垣・中曲輪北東部石垣 【内堀（宇賀橋南詰）石垣解体・石積】 危険箇所の解体面積 3.2 ㎡、石積面積 22.6 ㎡	
平成 15 年度	二之丸下ノ段東側堀石垣周辺の遺構確認調査（70 ㎡） 本丸武具櫓下石垣（解体・積上げ（508 ㎡）、発掘調査（根石確認） 防犯灯 1 基（フットライト式）設置工事 電線埋設 記念植樹のサクラ 7 本を二之丸下ノ段へ移植、移植場所～側溝まで暗渠排水 【西側外周園路整備】 園路・園路の橋の整備、竹柵（大津垣）・生垣の整備、植栽整備、行燈（園路灯）整備（20 基） 椿谷 ツバキ植樹（椿サミット） 本丸 台風枯死のサクラ補植（5 本）	

年月日	概 要	備 考
平成 16 年度	二之丸下ノ段の植栽整備地へサクラ 1 本補植、補植場所から近くの側溝まで暗渠管理設 本丸水之手門跡石垣周辺の遺構確認調査（40 m ² ） 本丸北東角石垣の災害復旧工事の事前遺構確認調査（45 m ² ） 護国神社便所棟解体撤去 本丸 枯死サクラ 5 本を伐採し、同じ場所にサクラを補植	
平成 17 年度	【石垣災害復旧工事及び保存修理】 H12 鳥取県西部地震 石垣の解体・積上げ 本丸北東角（71 m ² ）・水之手門跡周辺（96 m ² 、53 m ² ） 発掘調査（石垣確認並びに根石確認） サクラの苗木（15 本）の補植 本丸・二之丸下ノ段（松江ソロブチミスト協会）	
平成 18 年度	【堀川護岸整備】 H18・19 年度 稲荷橋～宇賀橋西側の 484m 区間	
平成 20 年度	平成 17 年に許可された現状変更（災害復旧工事）の期間及び内容変更 内堀石垣（東面）の護岸 危険箇所について孕みを修理工事まで抑制する 松江神社 集殿及び社務所の部分改修、渡り廊下新設 枯死サクラ（ナラタケモドキ）2 本の伐根、除去後の土壌改良 本丸掘削面積：16 m ² 、二之丸上ノ段掘削面積：36 m ² 二之門北側石垣 石垣解体・積上げ・発掘調査 二之丸下ノ段 外灯 1 基、控支柱 2 基の撤去及び電線の埋設（市街路灯から敷地内ハンドホールまで） 二之丸復元櫓 3 棟 塗裝修繕（黒塗り塗装：総面積 669 m ² ） 木製電柱の建替 本丸多門跡付近、二之丸上之段、地下埋設線の移設、事前発掘調査 椿谷内堀護岸及び散策路 無許可現状変更についての顛末書提出と申請（危険木支柱設置、護岸改修、散策路修繕）	
平成 23 年度	【松江城天守の耐震診断に伴う地盤調査】 掘削・ボーリング及び標準貫入試験・土質試験用サンプル採取 平成 23 年 1 月 7 日の大雪により崩落した石垣の災害復旧工事 枯死サクラ（ナラタケモドキ）3 本の伐根、除去後の土壌改良 本丸掘削面積：（最大 36 m ² ）3 箇所 石垣総合調査（平成 24 年～）のための基準点設置（13 箇所） 本丸・二之丸・二之丸下ノ段・北之丸・中曲輪	
平成 24 年度	園路補修工事に伴う事前の試掘調査（中曲輪） トレンチ調査：6 箇所 三之丸北東角石垣の復旧工事、石垣の構造調査等の発掘調査	
平成 25 年度	史跡内民有地買上げ事業に伴う建物解体撤去、基礎撤去及び整地 平成 25 年追加指定地、388.67 m ² 史跡内民有地買上げ事業に伴う建物解体撤去、基礎撤去及び整地 平成 25 年追加指定地、99.17 m ²	※99.17 m ² の件については、所有者意向で買上げが中止となり、現状変更は実施されず

iii) 修理・整備

松江城で行われた最初の修理は明治元年の天守の屋根、小屋組みの修理に始まり、明治 27（1894）年、昭和 25（1950）年と定期的に修理が行われてきた。史跡においては、昭和 30 年代に石垣の修理に着手して以来、発掘調査と一体となった整備事業として修理や環境整備が進められてきている。

表 2-7 修理・整備一覧

期 間	事業名	事業箇所	内 容
明治元年	修理	本丸地区	天守屋根、小屋組の修理
明治 3 年	修理	本丸地区	天守閣 4 重屋根、小屋組みの修繕(「重要文化財松江城天守修理工事報告書」昭和 30 年 3 月)
明治 21 年	修理	本丸地区	天守閣修理 (3 月 27 日新聞記事内容: 3 月 27 日から天守閣修理。6 月まで続くか)
明治 25 年	修理	本丸地区	天守閣修理 (8 月 6 日新聞記事内容: 天守閣崩壊。過日の暴風雨のため天守閣東南隅の屋根 5~6 間の崩壊を発見する。8 月 25 日の記事に天守閣修繕。とある
明治 27 年	修理	本丸地区	天守修理
昭和 25~30 年	保存修理	本丸地区	天守全体修理
昭和 30~31 年	復元風建物	本丸地区	天守の修理に合わせ一ノ門跡付近に一ノ門を復元風に建て、ポンプ室と守衛室を設置
昭和 34 年	石垣修理	本丸地区	乾ノ角櫓西南角
昭和 35 年	復元風建物 石垣修理	本丸地区 二之丸下ノ段地区	市制施行 70 周年記念事業として、松江城の古材を再活用して休憩施設として活用するため、多聞を復元風に建てる。 乾ノ角櫓西南角 大手木戸門南側
昭和 36 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区 中曲輪・腰曲輪地区	大手木戸門南側 天守東側下
昭和 37 年	石垣修理	中曲輪・腰曲輪地区	北側管理員宅下
昭和 38 年	石垣修理	中曲輪・腰曲輪地区 二之丸下ノ段地区	馬洗池西南 大手門西側
昭和 42 年	石垣修理 土塁整備	二之丸下ノ段地区	大手門東側 大手木戸門土塁
昭和 43 年	環境整備、 土塁復旧	後曲輪地区	後曲輪(通称 椿谷)のバレーコート及び観覧席を全て撤去後、張芝、ツバキ・カシ・シイ・カエデを植栽し、土塁を復元。表示施設を設置
昭和 47 年	石垣修理 堀川暗渠通水	本丸地区 入口地区	本丸北側、脱落した間詰石の補填 県庁前と大手北の内堀を暗渠で連結通水
昭和 48 年	堀川浚渫 公園整備	内堀地区 二之丸下ノ段地区	県庁前内堀、汚泥浚渫 排水溝、芝張り、植樹、園路工事、給水工事、照明設備工事等
昭和 50 年	遺構整備	二之丸下ノ段地区	米蔵遺構の石積基壇、排水溝の平面整備
昭和 52 年	石垣修理 環境整備	二之丸下ノ段地区	馬溜南側の毀損した石垣の修理 土地買上した旧民有地の盛土・張芝、排水施設の整備
昭和 53 年	環境整備	本丸地区 二之丸下ノ段地区	調査成果に基づく遺構平面整備 現地盤に約 20cm 山砂を盛り、締め固めて張芝。 木製ベンチ設置 盛土・張芝。溜枿の設置。排水溝に板で蓋をする。 クロマツの補植

期 間	事業名	事業個所	内 容
昭和 54 年	環境整備 石垣修理	本丸地区	調査成果に基づく遺構平面整備 坤櫓跡直下の石垣修理
昭和 55 年	環境整備 石垣修理	本丸地区ほか 二之丸下ノ段地区 本丸地区 内堀地区	調査成果に基づく遺構平面整備 南西角上部石垣修理 多門跡周辺石垣、北ノ門西側石垣修理 大手前北堀石垣修理
昭和 56 年	石垣修理 天守修理	二之丸下ノ段地区 本丸地区	脇虎口ノ門跡北側石垣の除去、土嚢による仮復旧 附櫓・一階瓦全面葺替 各階一部葺替 全面下見板張修理及び張替 外部漆喰全面塗り替え
昭和 57 年	石垣修理 天守修理	二之丸下ノ段地区 入口地区 本丸地区	脇虎口ノ門跡北側石垣修理 千鳥橋東面石垣修理 災害復旧
昭和 58 年	石垣修理	内堀地区	北田川に面する斜面が侵食され崩壊、流出したため、石垣等を原状に修復
昭和 59 年	石垣修理	入口地区	地覆石列など孕みの目立つ眼鏡橋付近の石垣を修理
昭和 60 年	遺構整備 石垣修理	二之丸下ノ段地区	脇虎口ノ門跡の礎石、雨落溝、地覆石などを平面表示 脇虎口ノ門跡南側の石垣を修理
昭和 61 年	環境整備	二之丸下ノ段地区 外曲輪地区	二之丸下ノ段北側にある城山公園作業員詰所を北側外曲輪に詰所を新築し、倉庫も移築する。跡地は公園用地として整備
平成 5 年	橋梁改架 石垣修理 環境整備	入口地区 二之丸地区 本丸地区 二之丸地区	千鳥橋架替、眼鏡橋解体 二之丸北西部：崩壊した石垣の修理 本丸にある公衆便所と本丸及び二之丸、二之丸下ノ段の仮設公衆便所 3 箇所の撤去 松江城保存修理事業（石垣修理）に伴い、支障となる茶店建物の撤去を実施
平成 6 年	石垣修理 環境整備 堀川浚渫	二之丸地区 城山稲荷神社地区 二之丸地区 後曲輪・外曲輪地区 内堀地区	二之丸北西部：崩壊した石垣の修理 鎮守の森散策路、搦手之虎口広場、千鳥橋広場整備 石垣修理のため、石垣上にある茶店を撤去し、管理保全のため盛土整地及び防護柵を設置 二之丸下ノ段：休憩施設設置（売店、茶店、公衆便所） 各所：地区説明版、案内道標、遺構標柱の設置 堀川に堆積した底泥の浚渫
平成 7 年	石垣修理	二之丸地区 二之丸下ノ段地区 内堀地区	二之丸南口門跡周辺石垣解体修理 大手門跡西側取付石垣一部解体工事 北田川の護岸が崩壊したため、石積護岸を原形復旧

期 間	事業名	事業個所	内 容
平成 8 年	石垣修理 環境整備	二之丸下ノ段地区 後曲輪地区 外曲輪地区 内堀周辺 本丸	二之丸高石垣解体修理工事 大手門跡西側取付石垣解体修理工事 既存園路の改修 後曲輪の植栽整備後曲輪に 2 箇所、千鳥橋広場と外曲輪北側入口に各 1 箇所四阿を設置 防犯灯設置 案内板、案内柱の設置 外曲輪北側入口部の既存民有家屋の撤去・既設電柱の撤去 遊歩道整備 本丸無料開放に伴い、既存の入場券発売所（昭和 58 年設置）を撤去し、管理事務所を増改築して新たに設置
平成 9 年	石垣修理 建造物復元 護岸整備等	二之丸下ノ段地区 二之丸地区 内堀地区 稲荷橋 内堀地区	二之丸高石垣解体修理工事 大手門跡西側取付石垣解体修理工事 大手門跡東側取付石垣解体修理工事 南櫓等復元工事 西側内堀の護岸整備等 稲荷橋架け替え工事（江戸時代の橋の位置・橋長を踏襲し架け替え、石積護岸整備工事は空石積、天然護岸整備工事は法肩より 1 割 5 分の法勾配で張芝侵食防止のためカゴマット、板棚、ココナツ繊維ログを設置） 仮締切堤 松江城西側内堀護岸の洗堀による護岸崩壊を防止するため、現状護岸の根直近に連杭打設
平成 10 年	石垣修理 建造物復元 環境整備 災害復旧 護岸整備	二之丸下ノ段地区 二之丸地区 二之丸下ノ段地区 二之丸地区 内堀地区	大手門跡東側取付石垣解体修理工事 中櫓・太鼓櫓、南櫓、塀復元工事 史跡松江城馬溜地区整備工事：腰石垣整備、水路整備、井戸跡整備、広場西側舗装等 二之丸西側虎口石垣災害復旧工事 西側内堀護岸整備工事。発掘調査で確認された現況の根石位置に石積みで護岸整備
平成 11 年	建造物復元 環境整備 災害復旧 護岸整備	二之丸地区 二之丸下ノ段地区 外曲輪地区、後曲輪地区、北之丸地区 内堀地区 内堀地区	中櫓・太鼓櫓、南櫓、塀復元工事 史跡松江城馬溜地区整備工事：井戸屋形復元、水路整備、照明設備工事、広場東側舗装等 椿谷と護国神社入口付近市道とを結ぶ園路及び修景施設の整備、真砂土舗装、玉砂利敷設、自然石縁石工、排水工（石積水路、来待石水路）竹柵（四つ目垣）、竹壁（建仁寺垣）、整地及び張芝、植栽 東側内堀石垣災害復旧工事 内堀の石積護岸整備。江戸時代当時の復元を原則とし、空石積整備。洗堀された箇所は碎石で充填し、法尻前面には捨石を布設し、洗堀の防止。河川内に張り出した樹木については、松丸太により鳥居支柱を設置
平成 12 年	建造物復元 環境整備 災害復旧	二之丸地区 二之丸下ノ段地区 内堀地区	中櫓・太鼓櫓、塀復元工事 史跡松江城馬溜地区整備工事：井戸屋形復元、水路整備、照明設備工事、広場東側舗装等 二之丸下ノ段南東角堀石垣解体修理工事

期 間	事業名	事業箇所	内 容
平成 13 年	災害復旧 石垣修理	中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	二之丸下ノ段南東角堀石垣解体修理工事 中曲輪北東部石垣解体修理工事 城山東内堀石垣解体修理工事
平成 14 年	災害復旧 石垣修理 環境整備	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区 城山稻荷神社地区	本丸弓櫓下石垣解体修理工事 中曲輪北東部石垣解体修理工事 城山東内堀石垣解体修理工事 市道城山線沿いにある松江市所有地及び道路用地に休憩所を設け、景観舗装等を施し整備
平成 15 年	災害復旧 石垣修理 環境整備	本丸地区 二之丸下ノ段地区 本丸地区 外曲輪地区	本丸武具櫓下石垣解体修理工事 二之丸下ノ段東側堀石垣/被災箇所のうち 4 箇所について石垣写真図化 本丸西側虎口周辺石垣/石垣写真図化 西側外周園路の整備園路・園路上の橋の整備、竹柵（大津垣）と生垣の整備広場及び園路沿いの植栽整備、行燈（園路灯）の整備
平成 16 年	災害復旧 石垣修理 環境整備	本丸地区 二之丸下ノ段地区 本丸地区 二之丸下ノ段地区	本丸武具櫓下石垣修理工事 水之手門跡周辺石垣/被災箇所のうち 4 箇所について石垣写真図化 二之丸下ノ段東側堀石垣/石垣写真図化 サクラの苗木 1 本を、植栽整備地区として指定されている二之丸下ノ段の植栽整備地へ補植する。補植場所から近くの側溝まで暗渠管を埋設
平成 17 年	災害復旧 石垣修理	本丸地区 中曲輪・腰曲輪地区	本丸北東角石垣解体修理工事 水之手門跡周辺石垣解体修理工事
平成 18 年	災害復旧 護岸整備等	中曲輪・腰曲輪地区 内堀地区	水之手門跡周辺石垣解体修理工事 稻荷橋を起点とし宇賀橋西側を終点とする城山堀川左岸の護岸整備（洗掘された箇所は碎石で充填し、法尻前面には捨石を布設）
平成 19 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣解体修理工事
平成 20 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣解体修理工事
平成 21 年	石垣修理	二之丸下ノ段地区	二之丸下ノ段東側堀石垣修理工事
平成 22 年	石垣修理	本丸地区	二ノ門北側石垣解体修理工事
平成 23 年	保存修理	入口地区	北惣門橋西詰南側石垣解体修理工事
平成 24 年	保存修理	三之丸地区	崩落した三之丸北東角石垣の復旧工事及び石垣解体・積上。石垣の構造調査等の発掘調査。石垣の解体・積上。三之丸北東角石垣修理

(7) 管理及び公開・活用の現状

i) 管理体制(平成 29 年 3 月現在)

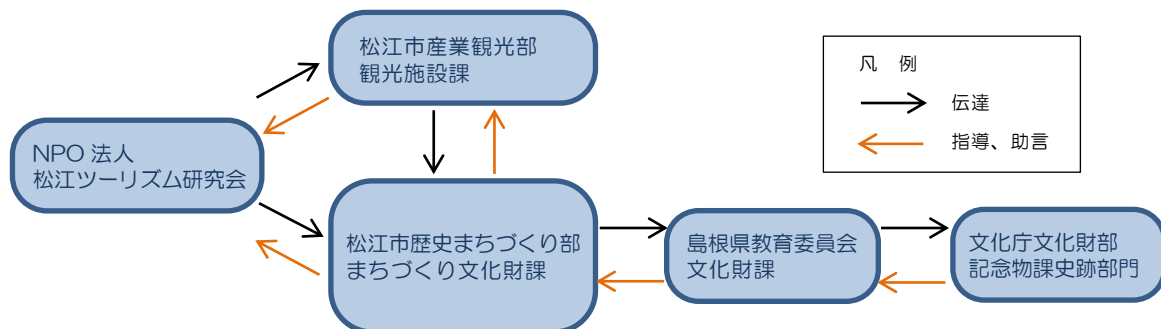
管理体制は、下記、管理体制表に示す通りである。史跡松江城の管理は、松江市産業観光部観光施設課の監督の下、指定管理者が行う。植栽管理、警備、設備点検については、別に外部委託も行っている。指定管理者は、松江城山公園管理事務所を拠点として業務にあたり、天守や興雲閣、外曲輪(二之丸下ノ段)の観光案内所に職員を常駐させている。

表 2-8 管理体制表

業務分担	担 当 部 課
日常管理全般 来訪者対応等	松江市産業観光部観光施設課 (電話:0852-55-5699) 【指定管理者】 NPO 法人松江ツーリズム研究会 (電話:松江城山公園管理事務所 0852-21-4030)
文化財保護関連	松江市歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 文化財保護係 (電話:0852-55-5523)
城郭の研究	松江市歴史まちづくり部 史料編纂課 (電話:0852-55-5388) 松江市歴史まちづくり部 松江歴史館 学芸係 (電話:0852-32-5511)

ii) 連絡体制(平成 29 年 3 月現在)

管理上の緊急時等の連絡体制は、以下の通りである。



iii) 入場者数(平成 28 年 3 月現在)

史跡松江城は市民の憩いの場として自由に立ち入りができることから入場者数の計測は行っていないが、松江城天守の入場者数は下表の通りである。

表 2-9 松江城天守入場者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	対前年度
平成27年度	29,621	50,787	34,673	35,194	63,422	62,379	62,372	67,865	30,609	26,513	26,122	45,937	535,494	45.4%
平成26年度	33,517	43,829	26,944	26,015	45,398	38,197	38,306	40,573	18,324	13,296	14,599	29,374	368,372	-13.0%
平成25年度	29,624	44,864	32,048	32,847	50,424	44,382	49,324	47,399	26,904	17,527	15,803	32,352	423,498	49.0%
平成24年度	25,224	31,966	19,288	20,166	36,591	27,409	32,089	31,080	14,359	10,624	12,340	23,108	284,244	

iv) イベント、年間行事

松江城では、元旦の朝に行われる『天守から拝む初日の出』、3月中旬の『椿祭り』と『椿谷探訪』、3月下旬から4月上旬にサクラの開花に合わせて開催される『お城まつり』、4月下旬から5月上旬のゴールデンウィークには『本丸千鳥茶屋』が催される。6月の夏至の頃にはろうそくの灯りで描いた絵を眺める『キャンドルナイトまつえ』、9月には松江城天守から眺める『秋の名月鑑賞会』、10月には、松江城を中心に行灯で演出する『松江水燈路』、12月には正月準備の『天守閣

すすはらい』を行うなど、年間を通して多くのイベントや行事が開催されている。

v) 管理活用に関する履歴（出典のままの語句を使用）

表 2-10 記録に残る松江城に関わるできごと

期 間	内 容	出 典
明治元年 3 月	山陰道鎮撫使 松江城に入城	
明治 4 年	松江藩より廃城の伺いが太政官に提出される	「太政類典」
明治 6 年	陸軍省と大蔵省の間で松江城の地券発行に関する交渉 9 月松江城を借用し勸業品展覧会を行う 30 日間 出雲松江博覧会で竹内平六氏出品の「松江城天守閣雛形」（市指定文化財）が物品目録にある	陸軍省大日記 「松江市誌」昭和 16 年
明治 15 年 9 月	旧城内に陸軍分営を設置のため、城内の宅地を買収の報道	山陰新聞
明治 17 年 3 月 10 日	大根島の人々城山稲荷などに参詣し事故にあう	山陰新聞
明治 18 年 11 月 4 日	広島鎮台第 11 連隊古志原、上乃木で対抗演習、松江城を陣地とする演習。城内で分列式を行う	山陰新聞
明治 19 年 2 月 27 日 3 月 20 日 5 月 3 日 11 月中旬	二之丸跡芝地で松江中学・師範学校運動会 二之丸跡で松江中学・師範学校第二回運動会 市内各小学校、二之丸米蔵跡で連合運動会 陸軍の演習で松江城が陣地	山陰新聞
明治 20 年 4 月 2 日 4 月 6 日 5 月 14 日	亀田城、この度鎮台から本県に引き渡しにつき、城内の荒廃を伝える。枯れ木の払下げ、天守の金銅等を外すなど紛失物。取り締まりを兵事課へ上申する 城地の県へ引き渡すと同じに以前の番人廃止、今度兵事課にて旧三之丸跡を監獄へ貸し与えることにより当城地総体の主管方を当監獄へ依頼されたるやに聞く。旧城内を公園地とする噂、いよいよ確定せし趣で、城内の作付等を取り払うことになりしと ※城内二之丸での学校の運動会開催記事。二之丸師範学校附属操練場で秋季馬会開催	山陰新聞
明治 21 年 4 月 13 日 4 月 17 日 6 月 24 日 5 月～10 月	先月 24 日以来、天守閣縦覧者 1,600 余名。寄付金 20 円の記事 城内二之丸、本丸に飯屋を建て飲食に供する許可が料理屋、すし屋、菓子屋など 10 人ばかりに出される 天守閣の土上げ（修繕中の天守閣に旧藩士族による） 二之丸での相撲興行、浄瑠璃奉納、馬会開催等の記事 天守一般開放の記事（登閣者の人数等）	山陰新聞
明治 22 年 8 月 6 日 8 月 28 日 9 月 27 日 10 月 9 日 11 月 6 日	天守閣の収入と人数の記事有。1～4 月まで毎月 4 千人で 40 円、5,6 月は平均 1,500 人(15 円)、7 月は 700 人(7 円)、8 月は日々平均 30 人 松江に外国人や内国人の到来を促すためホテルを設置する意見の中で、設置候補地に城山その他を挙げる 城山公園諸門これまで午後 10 時に閉門を午後 12 時に改める 松平直亮氏が旧松江城の払下げを誓願 来 14～15 日に軍吏の検査 城山天守閣の閉鎖	山陰新聞
明治 23 年 1 月 16 日 3 月 19 日	有志による励志会の発会式を城山二松亭で開催予定。 亀田城(松江城)が旧藩主松平家に 4, 500 円で払下げの報道。 この年の 4 月から、取扱い「城山事務所」との記事初見 ※平成元年 4 月刊行の「松江市誌」では、明治 18 年に 3 千円で払下げ。昭和 16 年 10 月 1 日発刊の「松江市誌」では、明治 23 年 9 月に再び松平氏の有に帰すると記載	山陰新聞
明治 24 年 3 月 27 日 9 月 29 日	ヘルン氏散歩の際に稲荷社の奉納狐に興味を持ち、城山稲荷など市内各所の狐像の写真を殿町の写真家 森田禮造氏に撮影を依頼 二之丸の松、入札の上売却 10 月 2 日に限り城山事務所に入札の広告	山陰新聞
明治 25 年 3 月 13 日	昨秋の暴風で折れた二之丸跡の松の落札者に、直政公御手植えの松と伝わり、額面を挽いて樂山神社に奉納する素志ありとのこと	山陰新聞

期 間	内 容	出 典
明治 25 年 4 月 21 日 4 月 24 日 5 月 7 日 5 月 11 日 5 月 24 日 8 月 6 日 8 月 25 日 8 月 30 日～9 月 20 日	城山の射的場はこの頃毎日盛況 昨日生馬尋常小学校生徒一同、城内の桜を一覧し、写真を撮影し、帰路菅田村有澤山荘で運動会を行う。 松江祭の計画について、城山公園に樂山神社を遷座する。祭日には、城山で相撲、弓馬の大会を催すなど。 昨日開催の松江祭委員会で福岡世徳市長から天守閣を日本の美術として保存したいとの演説。 樂山神社 今年、城山仮殿に神輿を渡御することの広告。 天守閣崩壊。過日の暴風雨のため天守閣東南隅の屋根 5～6 間の崩壊を発見する。 かねて噂のあった天守閣を修補して美術標本にすることについてその儀を漸く一歩進め今度佐藤喜八郎、岡崎運兵衛氏等の集議にかかる筈。 松江城天守旧観保存。旧観が徐々に破壊されることに對し悲しむこと。修補して共進會議と美術品展覽所、農産品、工芸品の共進會場に充てること。修繕見積 2,500 円の内、1,000 円を各郡有志が負担し、残り 1,500 円を松江市有志が負担する。東京の松平伯に依頼書。許可有。 9 月 20 日には天守閣修繕見積りに疑義提出。調査委員会の招集を訴え、今度調査委員会を行うの記事。同日記事に、天守閣保存反対の記事有。	山陰新聞
明治 26 年 4 月 18 日 8 月 20 日	有澤と城山。(有澤山荘と城山の桜名所について比較。花見客は城山に多く赴くようになっている訳。) 大弓射会。本日城山弓射場において大弓射会を催す。	山陰新聞
明治 43 年 4 月 17 日 11 月 11 日	興雲閣参観希望者が常に絶えることがないので、明くる 17 日から一般の縦覧を許す。同館守衛に通券を求めると 3 銭、軍服軍人・学生等は半額の記事有。 (明治 40 年松江市に歩兵第 34 旅団司令部が置かれ、歩兵第 63 連隊兵營の設置が定められる。10 月 16 日松江の新兵營に入る。大正 14 年 5 月陸軍軍備整理により 4 個師団廃止となり、松江歩兵第 63 連隊は、姫路第 10 師団に隷属、同時に歩兵第 34 旅団司令部も廃止となった。) 11 月 11 日の記事に、本日午前 10 時より「産業組合島根支会と組合成績展覽会」を興雲閣で開催し、松平家より特に天守閣無料登覧を許されるとの記事有。	山陰新聞
明治 44 年 5 月 16 日 11 月 9 日	城山において島根県子供博覧會開催。 松江共進會建物の記事。来年 5 月城山で開催の物産共進會は、二之丸練兵場内、武徳殿前に建設予定で 10 間に 34 間の武徳殿式平屋造りの建坪で、目下市役所で設計。工費 7 千円の見込み	「松江市誌」平成元年 4 月市制施行 100 周年記念(付録 松江史年表) 松陽新聞
明治 45 年 5 月 20 日	松江物産共進會についての記事。本日開會式を興雲閣で挙行。陳列本館は、武徳殿前の本館は、昨年 12 月 7 日起工、4 月 30 日竣工。欧州古代のルネッサンス様式で、広壮且つ優雅。面積 371 坪。工費 6,880 円。玄関入口は正面。美術館は、興雲閣と白湯尋常小学校。	山陰新聞
大正 4 年 2 月 5 日	松江城写真寄贈の記事。和田幾太郎氏は明治 8 年の松江城の写真を有しているので一枚を「興雲閣」に寄贈すべく松江市長に送付せるにより市長はこれを受領し額面として同閣に掲げることになった。	山陰新聞
昭和 2 年 10 月 12 月 27 日稟議、決裁、 12.7 施行	松平直政公銅像除幕式(本丸) 松平家から市に城山千鳥遊園地一帯の寄付を受けたことについて願書条件のとおり、従来天守看守 3 名、園丁 1 名を採用してよい	松江市所蔵公文書
昭和 3 年 6 月 30 日 稟議、7 月 4 日決裁、 施行 7 月	天守登閣者心得制定の件:天守閣入口揭示板に表示。従来の内規や規程を廃止。(内容 登閣時間、火器携行禁止、喫煙飲食の禁、備付け草履使用、券売者の手数料は 1 割 当時登閣料は 10 銭) 松江城山を城山公園と名付ける	松江市所蔵公文書 「松江市観光白書」資料編 平成 24 年 3 月

期 間	内 容	出 典
昭和3年5月16日 稟議、6月20日決裁 6月20日稟議、30日 決裁施行 7月13日稟議、14日 決裁、施行	松平家からの城山一帯の寄付に伴い松江市公園使用料条例及公園 管理規則制定 松江市公園供用開始命名告示の件 天守閣内陳列品保管書の件:寄託目録52点	松江市所蔵公文書
昭和6年4月	商工祭（後のお城まつり）始まる	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成24年3月
昭和7年5月24日稟 議、28日決裁	興雲閣の元使丁詰所を利用し、増築して園丁詰所に充用する。（建 設場所と建物図面有、馬洗い池の東に設置）	松江市所蔵公文書
昭和8年8月5日稟議、 8日決裁、9日施行 6月1日稟議、14日決 裁	天守閣を放火等から守るため園丁による夜間警備を2回行う。手 当は別に定める。 千鳥城天守閣国宝指定調査費支出の件 （天守実測の図面有り）	同上
昭和9年4月28日稟 議、決裁、5月5日施行 昭和9年9月28日稟 議、決裁	城山公園内堀連根払下げの件:入札の結果、50貫匁5円で払下げ。 城山公園内施設に関する件報告:「くろがねもち」の天然記念物指 定。「史跡松江城」の史跡名勝指定。同時に千鳥城から松江城に改 称。眼鏡橋から稲荷橋までの道路拡幅工事竣工。城山西堀端公園 回遊道路拡幅工事竣工。	同上
昭和12年3月23日 稟議、3月29日許可 6月5日稟議6月10 日許可 10月	神国大博覧会開催のため横上道路を撤去し、その土砂の一部で南 内堀の一部を仮埋立し、終了後、旧に復する。また、その土砂で 二之丸広場を整地する。S12.4.1 起工。S12.7.31 竣工予定。 天守と興雲閣火災予防のため、消防用自動車通路の設置。 S12.6.10 起工。S12.8.31 竣工予定。 松江護国神社建立	松江市所蔵公文書 松江市所蔵公文書 「松江市誌」平成元年4月市 制施行100周年記念(付録 松江史年表)
昭和26年3月	松江市国際文化観光都市建設法公布	「松江市誌」平成元年4月市 制施行100周年記念
昭和27年6月	松江市文化財保護条例制定	同上
昭和30年	天守の修理に合わせ一ノ門跡に一ノ門を復元風に建てる。	「史跡松江城環境整備指針」 H5.5 史跡松江城整備検討 委員会
昭和31年9月	昭和9年1月天然記念物指定を受けた、後曲輪(二之丸下ノ段)と 中曲輪を結ぶ石段脇に所在するクロガネモチの樹勢回復のため、 セメント充填法による外科手術を実施する。	「クロガネモチの外科手術 報告」山科健二・伊藤宏治 日林誌
昭和32年3月1日	松江市新都市計画を決定。殿町に城山公園、浜乃木に嫁ヶ島公園 を開設。	「松江市誌」平成元年4月市 制施行100周年記念(付録 松江史年表)
昭和33年5月10日	古式に則した松江城山稲荷神社式年神幸祭(ホーランエンヤ)が 29年ぶりに復活	「松江市誌」平成元年4月市 制施行100周年記念
昭和35年11月5日	市制施行70周年記念事業の一環として、本丸に多聞櫓を復元風 に建てる	同上
昭和44年5月 7月	松江城山稲荷神社の式年神幸祭(ホーランエンヤ)開催 市は大手前に有料駐車場開設	同上
昭和45年11月	松江市観光開発公社設立(大手前駐車場、武家屋敷を管理)	同上
昭和48年4月 9月 11月3日	伝統美観保存条例制定 塩見縄手地区を伝統美観地区に指定 興雲閣を松江郷土館と改称し、近世～近現代の民俗資料館として 開館	同上
昭和50年1月	普門院、外堀地区を伝統美観地区に指定	同上
昭和51年8月23日	湖水を導入し堀川浄化始まる。	同上

期 間	内 容	出 典
昭和 51 年 4 月	松江市観光開発公社に城山公園の管理を委託	同上
昭和 58 年 10 月	松江城登閣料を入場料に変更	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月
昭和 60 年 5 月	松江城山稲荷神社の式年神幸祭(ホーランエンヤ)開催	「松江市誌」平成元年 4 月市 制施行 100 周年記念
昭和 63 年 9 月	松江郷土館で松平直政公入府 350 年記念展開催	「松江郷土館 37 年のあゆ み」平成 23 年 3 月 松江市 教育委員会
平成元年 5 月	松江市観光基本計画答申	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月
平成 2 年 3 月 7 月	松江城天守ライトアップ開始、城山公園が「さくら名所 100 選」 に選定される。 松江城天守防災設備竣工(放水銃・スプリンクラー等)	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月 「重要文化財 松江城天守保 存活用計画」平成 26 年 3 月 松江市
平成 9 年 5 月 7 月	松江城山稲荷神社の式年神幸祭(ホーランエンヤ)開催 ぐるっと松江堀川めぐり就航	「松江市観光白書」資料編 松江市 平成 24 年 3 月
平成 10 年 7 月 10 月	堀に山口県宇部市より譲り受けた白鳥が放される 松江城本丸フェスティバル開催	同上
平成 11 年 2 月 7 月 9 月	堀川遊覧船が「毎日・地方自治大賞最優秀賞」に選ばれる お化けに親しむ夏の一夜 開催、堀川遊覧船夕涼み船登場 観光ボランティアガイド養成講座始まる	同上
平成 12 年 1 月	松江城天守にて初日の出イベント実施	同上
平成 13 年 3 月 4 月	南櫓・中櫓・太鼓櫓復元竣工に伴いライトアップ開始 二之丸櫓茶会の開催(復元櫓を活用)	同上
平成 14 年 9 月	堀川遊覧/花嫁・花婿船を運行	同上
平成 15 年 10 月	「松江水燈路」開催	同上
平成 19 年 4 月	松江開府 400 年祭開幕	同上
平成 20 年 9 月	松江開府の径ウォーク開催 松江開府 400 年祭記念「松江城薪能」開催 松江的ジャポニズム「お城・お菓子・だんだん縁遊会」開催	同上
平成 22 年 10 月	松江城天守でオープン・マインド・オブ・ラフカディオ ハーン 開催	同上
平成 23 年 3 月 12 月	松江歴史館オープン 松江開府 400 年記念博覧会展示開始(松江歴史館) 松江開府 400 年記念博覧会終了	同上

参考文献

松江市文化財調査報告書 第 139 集 松江城下町遺跡(殿町 287 番地)・(殿町 279 番地外)発掘調査報告書 2011.3、松江市ふるさと文庫 6「堀尾吉晴 - 松江城への道」山根正明 2009.1.17 (松江市教育委員会)、松江市ふるさと文庫 5「城下町松江の誕生と町のしくみ」松尾寿、松江市ふるさと文庫 8「京極忠高の出雲国・松江」西島太郎、松江市文化財調査報告書 第 139 集 松江城下町遺跡(殿町 287 番地・殿町 279 番地外)発掘調査報告書 2011.3、松江市文化財調査報告書 第 163 集 城山北公園線都市計画街路事業に伴う松江城下町遺跡 5 松江城下町遺跡第 16 ブロック武家屋敷、大橋家与力屋敷 2015.3、松江市歴史叢書 3「建築史から見た興雲閣の位置づけ」足立正智 2010.3 松江市教育委員会